

## 平成 23 年 10 月 20 日 【照会先】

大臣官房統計情報部賃金福祉統計課 課 長 代田 雅彦(内線 7651) 専門官 川野邉 智子(内線 7638) 就労条件係 (内線 7639·7633) (代表電話) 03-5253-1111 (直通電話) 03-3595-3147

# 平成 23 年就労条件総合調査の概況

# 目 次

調査の	)概要・		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1頁
利用上	:の注意				•		•						•		•				•	1頁
結果の	)概要																			
1	労働時間	引制度																		2頁
2	定年制等																			11 頁
3	賃金制度	复 .		•		•	•	•			•	•	•	•	•	•	•	•	•	16 頁
4	労働費用	月 ·		•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	17 頁
5	派遣労働	計者関															•			21 頁
主な用	語の定義	<b>轰</b> • ·		•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	25 頁

平成 23 年就労条件総合調査の結果は、厚生労働省のホームページにも掲載されています。 アドレス (http://www.mhlw.go.jp/toukei\_hakusho/toukei/)

# 調査の概要

#### 1 調査の目的

この調査は、主要産業における企業の労働時間制度、定年制等及び賃金制度等について総合的に調査し、我が国の民間企業における就労条件の現状を明らかにすることを目的として実施している。

#### 2 調査の範囲及び対象

(1) 地域

日本国全域

(2) 調查対象

日本標準産業分類に基づく 15 大産業 (平成 19 年 11 月改定) [鉱業,採石業,砂利採取業、建設業、製造業、電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業,郵便業、卸売業,小売業、金融業,保険業、不動産業,物品賃貸業、学術研究,専門・技術サービス業、宿泊業,飲食サービス業、生活関連サービス業,娯楽業(その他の生活関連サービス業のうち、家事サービス業を除く。)、教育,学習支援業、医療,福祉及びサービス業(他に分類されないもの)(政治・経済・文化団体、宗教及び外国公務を除く。)]に属する常用労働者が30人以上の民営企業から、産業、企業規模別に一定の方法により抽出した企業

#### 3 調査の時期

平成23年1月1日現在の状況について調査を行った。ただし年間については、平成22年1年間(又は平成21会計年度)の状況について調査を行った。

#### 4 調査事項

企業の属性、労働時間制度に関する事項、定年制等に関する事項、賃金制度に関する事項、労働費用に関する事項及び派遣労働者関係費用等に関する事項

#### 5 調査方法

厚生労働省大臣官房統計情報部から調査対象企業に調査票を郵送し、記入された調査票を郵送又は調査員により回収する方法で実施した。

### 6 調査系統

厚生労働省一調査対象企業

#### 7 調査対象数、有効回答数及び有効回答率

調査対象数 6,145

有効回答数 4,296

有効回答率 69.9%

# 利用上の注意

- 1 表章記号について
  - (1)「0.0」は、該当する数値はあるが、四捨五入の結果、表章単位に満たないものを示す。
  - (2)「一」は、該当する数値がない場合を示す。
- 2 構成比は四捨五入しているため、その合計が100.0にならない場合がある。

# 結果の概要

#### 1 労働時間制度

#### (1) 所定労働時間

1日の所定労働時間は、1企業平均7時間43分(前年7時間43分)、労働者1人平均7時間44分(同7時間44分)となっている。

週所定労働時間は、1企業平均39時間23分(同39時間22分)、労働者1人平均39時間01分(同39時間01分)となっている。1企業平均を企業規模別にみると、1,000人以上が38時間58分(同38時間55分)、300~999人が38時間58分(同38時間58分)、100~299人が39時間10分(同39時間11分)、30~99人が39時間30分(同39時間27分)となっている。産業別にみると、金融業、保険業が38時間03分(同37時間59分)で最も短く、宿泊業、飲食サービス業が39時間48分(同39時間46分)で最も長くなっている。(第1表)

第1表 1日及び週所定労働時間

(単位:時間、分)

年・企業規模・産業	1日の所	定労働時間	週所定:	労働時間
平・近耒規模・烓耒	1 企業平均1)	労働者1人平均2)	1 企業平均 <sup>1)</sup>	労働者1人平均 <sup>2)</sup>
平成23年	7: 43	7: 44	39 : 23	39 : 01
22	7: 43	7:44	39 : 22	39 : 01
21	7: 42	7:44	39 : 20	39 : 00
20	7 : 41	7 : 43	39 : 21	39 : 01
1,000人以上	7:48	7 : 45	38 : 58	38 : 40
300~999人	7:45	7:45	38 : 58	38 : 53
100~299人	7:44	7 : 44	39 : 10	39 : 03
30 ~ 99人	7: 43	7 : 43	39 : 30	39 : 29
鉱業,採石業,砂利採取業	7: 39	7 : 34	39 : 14	38 : 44
建設業	7:43	7:48	39 : 32	39 : 20
製造業	7 : 50	7:49	39 : 26	39 : 06
電気・ガス・熱供給・水道業	7:38	7:40	38 : 27	38 : 21
情報通信業	7:43	7: 39	38 : 41	38 : 18
運輸業,郵便業	7:36	7:40	39 : 33	39 : 13
卸売業, 小売業	7:42	7:43	39 : 20	39 : 02
金融業,保険業	7:36	7 : 25	38 : 03	37 : 09
不動産業,物品賃貸業	7:42	7:41	39 : 00	38 : 52
学術研究, 専門・技術サービス業	7:44	7:41	38 : 57	38 : 32
宿泊業,飲食サービス業	7:40	7 : 45	39 : 48	39 : 50
生活関連サービス業,娯楽業	7 : 28	7:34	39 : 20	39 : 27
教育, 学習支援業	7:38	7 : 35	39 : 16	38 : 46
医療,福祉	7 : 52	7 : 51	39 : 42	39 : 32
サービス業(他に分類されないもの)	7:44	7 : 46	39 : 29	39 : 13
平成23**年	7: 43	7 : 44	39 : 20	38 : 56
22**	7:43	7:44	39 : 17	38 : 56
21**	7:42	7:44	39 : 19	38 : 57
20**	7:41	7: 43	39 : 20	38 : 56
19	7: 42	7: 43	39 : 18	38 : 53

注: 1) 「1企業平均」は、企業において最も多くの労働者に適用される1日の所定労働時間、週所定労働時間をそれぞれ 平均したものである。

<sup>2) 「</sup>労働者1人平均」は、企業において最も多くの労働者に適用される1日の所定労働時間、週所定労働時間を企業の労働者数(所定労働時間の定めのない者は除く。)によりそれぞれ加重平均したものである。

<sup>3)</sup> 平成19年以前は、調査対象を「本社の常用労働者が30人以上の民営企業」としており、平成20年から「常用労働者が30人以上の民営企業」に範囲を拡大した。

<sup>20※~23※</sup>は、「本社の常用労働者が30人以上の民営企業」で集計したものであり、19年以前の結果と時系列で比較する場合にはこちらを参照されたい。

#### (2) 週休制

主な週休制の形態をみると、「何らかの週休2日制」を採用している企業は85.5%(前年87.0%)と なっている。

「完全週休2日制」を採用している企業は、42.8%(同37.7%)となっている。これを企業規模別に みると、1,000 人以上が63.3%(同68.3%)、300~999 人が55.8%(同54.7%)、100~299 人が47.3% (同 44.6%)、30~99 人が 39.9% (同 33.5%) となっている。産業別にみると、金融業,保険業が 83.6% (同94.2%) で最も高く、次いで情報通信業が79.5%(同87.8%)となっている。(第2表)

第2表 主な週休制 1) の形態別企業割合

(畄位・%)

	T		1				(単位:%)
年・企業規模・産業	全企業	2)	週休1日制 又は週休 1日半制	何らかの 週 休 2日制	完全週休 2日制より 休日日数が 実質的に 少ない制度 3)	完全週休 2日制	完全週休 2日制より 休日日数が 実質的に 多い制度
平成23年	[100.0]	100.0	8.8	85. 5	42.7	42.8	5. 7
22	[100.0]	100.0		87. 0	49. 3	37. 7	3. 9
21		100.0		85. 7	46. 6	39. 1	6. 5
20		100.0		87. 9	48. 4	39. 6	3. 1
1,000人以上	[ 1.8]	100.0	0. 7	89.8	26. 5	63.3	9.6
300~999人	[ 6.1]	100.0	2.2	89.8	34. 1	55.8	8.0
100~299人	[ 20.4]	100.0	4.9	89.0	41.7	47.3	6.0
30 ~ 99人	[71.7]	100.0	10.6	84.0	44. 1	39.9	5.4
鉱業,採石業,砂利採取業	[ 0.1]	100.0	7.2	89.3	60.2	29. 1	3.4
建設業	[ 8.4]	100.0	8.0	89. 3	57.2	32. 1	2.7
製造業	[ 27.7]	100.0	3.3	87.8	45.5	42.4	8.8
電気・ガス・熱供給・水道業	[ 0.1]	100.0	1. 1	90.5	35. 4	55. 1	8.4
情報通信業	[ 4.3]	100.0		96.4	16. 9	79. 5	
運輸業,郵便業	[9.4]	100.0		72.0	46. 9	25. 2	
卸売業, 小売業	[ 23.3]	100.0		88.0	41.8	46. 2	
金融業,保険業	[ 0.7]	100.0		99.8	16. 2	83.6	0.2
不動産業,物品賃貸業	[2.2]	100.0		94. 4	38. 4	55. 9	
学術研究, 専門・技術サービス業	[ 2.6]	100.0		91.6	31.9	59. 7	
宿泊業,飲食サービス業	[ 5.8]	100.0		79.8	45.8	34.0	
生活関連サービス業, 娯楽業	[ 4.9]	100.0		74. 2	43.9	30. 3	
教育, 学習支援業	[ 1.1]	100.0		85.0	43.0	42.0	
医療,福祉	$\begin{bmatrix} 1.4 \end{bmatrix}$	100.0		84. 6	24. 7	60.0	
サービス業(他に分類されないもの)	[ 8.0]	100.0	12. 1	81.6	36. 5	45. 1	6.3
平成23**年		100.0		84.6	41.5	43. 1	6.5
22*		100.0		86. 2	47. 2	39. 1	4. 2
21**		100.0		84.8	44. 6	40. 2	
20**		100.0		87.8	46. 7	41. 1	3.6
19		100.0	8.3	88.8	49. 5	39. 3	2.9

注:1) 「主な週休制」とは、企業において最も多くの労働者に適用される週休制をいう。

<sup>2) [ ]</sup>内の数値は、全企業に対する企業規模、産業別の企業割合である。

<sup>3)</sup> 月3回、隔週、月2回、月1回の週休2日制などをいう。

<sup>4)</sup> 何らかの週休3日制などをいう。 5) 平成19年以前は、調査対象を 「本社の常用労働者が30人以上の民営企業」としており、 平成20年から「常用労働者 が30人以上の民営企業」に範囲を拡大した。

<sup>20※~23※</sup>は、「本社の常用労働者が30人以上の民営企業」で集計したものであり、19年以前の結果と時系列で比較 する場合にはこちらを参照されたい。

週休制の形態別適用労働者をみると「何らかの週休2日制」が適用されている労働者は 88.1% (前年 90.2%)、「完全週休2日制」が適用されている労働者は54.5%(同54.9%)となっている(第3表)。

第3表 週休制の形態別適用労働者割合

			1				(単位:%)
年・企業規模・産業	労働者計	h 1)	週休1日制 又は週休 1日半制	何らかの 週 休 2日制	完全週休 2日制より 休日日数が 実質的に 少ない制度 2)	完全週休 2日制	完全週休 2日制より 休日日数が 実質的に 多い制度 3)
平成23年	[100.0]	100. 0	3. 9	88. 1	33. 6	54. 5	7. 9
22		100.0		90. 2	35. 3	54. 9	5.6
21		100.0		87. 9	32.3	55. 6	7.8
20		100.0		90.6	34. 4	56. 1	5.9
1,000人以上	[ 33.3]	100.0	0.4	89.3	22.0	67.3	10.3
300~999人	[ 18.7]	100.0	1. 7	89.7	30. 2	59. 5	8.6
100~299人	[ 22.1]	100.0	4.0	89.4	40.7	48. 7	6.6
30 ~ 99人	[ 25.9]	100.0	9.8	84.5	44.3	40.3	5. 7
鉱業,採石業,砂利採取業	[ 0.0]	100.0	4. 1	92.0	51.3	40. 7	3.9
建設業	[ 7.0]	100.0	3. 9	92.5	37.6	54. 9	3.6
製造業	[ 33.9]	100.0	1. 1	90.1	32.8	57. 3	8.8
電気・ガス・熱供給・水道業	[ 1.0]	100.0	0.1	96.8	22. 1	74. 7	3.2
情報通信業	[ 6.4]	100.0	0.4	97.3	22.4	74. 9	2.3
運輸業,郵便業	[ 10.0]	100.0	11. 9	72.9	41.3	31.6	15. 2
卸売業, 小売業	[ 19.9]	100.0	3. 4	89.6	36. 2	53. 4	7. 1
金融業,保険業	[ 3.8]	100.0	0.0	98.5	9. 2	89.3	1.5
不動産業,物品賃貸業	[ 1.8]	100.0	1. 1	91.3	40. 1	51. 1	7.6
学術研究, 専門・技術サービス業	[ 2.2]	100.0	0.6	91.8	23.4	68.4	7.6
宿泊業,飲食サービス業	[ 3.2]	100.0	12. 2	81.2	43.1	38.0	6.6
生活関連サービス業,娯楽業	[ 2.5]	100.0	14. 3	78.8	43.8	35.0	6. 9
教育, 学習支援業	[ 0.6]	100.0	12. 6	81.8	33.4	48.4	5.6
医療,福祉	[ 0.7]	100.0	2.4	78.9	26.3	52.6	18.7
サービス業(他に分類されないもの)	[ 7.0]	100.0	7. 7	83.3	34. 1	49. 2	9. 1
平成23 <sup>※</sup> 年		100.0	3. 5	88. 0	31.5	56. 5	8.5
22**		100.0		90.1	32. 1	58.0	6.0
21**		100.0		88.2	29. 1	59. 1	8. 1
20 <sup>**</sup>		100.0		90.3	30.8	59. 5	6.5
19		100.0	2. 9	91.8	32.8	59. 1	5. 3

注:1) [ ]内の数値は、全労働者に対する企業規模、産業別の労働者割合である。 2) 月3回、隔週、月2回、月1回の週休2日制などをいう。 3) 何らかの週休3日制などをいう。

<sup>4)</sup> 平成19年以前は、調査対象を 「本社の常用労働者が30人以上の民営企業」 としており、平成20年から「常用労働者 が30人以上の民営企業」に範囲を拡大した。

<sup>20※~23※</sup>は、「本社の常用労働者が30人以上の民営企業」で集計したものであり、19年以前の結果と時系列で比較 する場合にはこちらを参照されたい。

#### (3) 年間休日総数

年間休日総数の1企業平均は106.1日(前年106.4日)、労働者1人平均は113.0日(同113.4日)となっている。1企業平均年間休日総数を企業規模別にみると、1,000人以上が115.8日(同116.4日)、300~999人が112.5日(同113.4日)、100~299人が109.3日(同109.9日)、30~99人が104.4日(同104.5日)となっている。産業別にみると、情報通信業が120.5日(同123.5日)で最も多く、宿泊業、飲食サービス業が94.3日(同91.0日)と最も少なくなっている。(第4表)

第4表 年間休日総数階級別企業割合、1企業平均年間休日総数及び労働者1人平均年間休日総数

								(単位	£:%)		
年・企業規模・産業	全企業	69日 以下	70~ 79日	80~ 89日	90~ 99日	100~ 109日	110~ 119日	120~ 129日	130日 以上	1企業平 均年間休 日総数 <sup>1)</sup> (日)	労働者1人 平均年間 休日総数 <sup>2)</sup> (日)
平成23年	100.0	2.4	3. 9	8. 1	10.6	35. 0	14. 6	23. 9	1.5	106. 1	113.0
22	100.0	3. 1	4.3	7.5	11.4	31.8	14. 9	24. 1	2.9	106.4	113.4
21	100.0	3.6	4.0	8.7	11. 3	30.6	15. 1	24.8	1.9	105.6	112.6
20	100.0	3.0	4.0	9.2	13. 7	28. 3	17.4	23. 1	1.2	105. 5	112.3
1,000人以上	100.0	0.1	0.7	1.4	3.6	21.7	19.5	52. 5	0.5	115.8	119.3
300~999人	100.0	0.7	1. 1	3.3	6. 2	28. 4	19.0	40.2	1.2	112.5	114. 5
100~299人	100.0	1.6	3.8	4.7	6.3	32. 2	21. 2	28.6	1.6	109.3	111.1
30 ~ 99人	100.0	2.9	4. 2	9. 7	12. 4	36.6	12. 2	20.5	1.5	104. 4	105. 7
鉱業,採石業,砂利採取業	100.0	-	3.8	15.5	16. 9	39.6	11.7	11.6	1.0	102.6	105.8
建設業	100.0	_	1.8	16.3	13.8	37. 6	10.2	18.9	1.3	104.8	113.3
製造業	100.0	_	0.3	3.0	8.4	38. 6	26. 9	21.6	1.2	110.3	116.6
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	_	1.1	_	1.7	7.8	22.6	64. 5	2.3	118.2	122. 1
情報通信業	100.0	_	-	_	1. 9	9. 5	11.8	73. 7	3.2	120.5	121.3
運輸業,郵便業	100.0	10.3	8.4	13.5	15.6	31.8	4. 7	14. 7	1. 1	96. 9	103.4
卸売業, 小売業	100.0	2.3	3. 3	9.5	10. 1	41.3	9.2	23. 7	0.7	105.3	110.7
金融業,保険業	100.0	_	_	_	_	8. 1	12.6	78. 1	1.2	119.7	120.6
不動産業,物品賃貸業	100.0	-	0.4	6.0	15. 1	29.6	12.0	35. 5	1.4	109.6	113. 1
学術研究, 専門・技術サービス業	100.0	-	1.2	1.2	6.4	18.0	20.6	52.0	0.6	115.4	120. 2
宿泊業, 飲食サービス業	100.0	7. 1	12.3	16. 1	12.8	44. 3	3.0	3. 3	1.0	94. 3	98.2
生活関連サービス業, 娯楽業	100.0	3. 3	19. 2	15.6	15. 5	26.8	7. 5	9. 9	2.3	96.0	98.3
教育, 学習支援業	100.0	1.2	6.6	14. 3	7. 7	39. 6	14. 5	11.5	4.6	103.5	106.6
医療,福祉	100.0	-	2.4	3. 7	6.6	36. 7	23. 1	21.6	5. 9	110.3	110.6
サービス業(他に分類されないもの)	100.0	4. 0	3. 5	4. 3	13. 1	25. 4	15. 6	30.4	3. 7	108.0	110.8
平成23※年	100.0	2.9	3.9	7.6	9.4	33. 1	15.6	25.9	1.6	106.6	114. 2
22**	100.0	3.0	4. 1	7.4	10.4	30.6	15.6	26. 5	2.5	107. 1	114.7
21**	100.0	3.7	3. 5	8.6	10.0	29.3	16. 1	27.0	1.8	106.4	113.8
20**	100.0	2.8	3.8	9.0	13.0	26.8	17.9	25. 2	1.5	106.3	113.7
19	100.0	3. 3	4.4	8.1	13.5	26. 4	22.8	20.8	0.7	105. 4	112.9

注:1) 「1企業平均年間休日総数」は、企業において最も多くの労働者に適用される年間休日総数を平均したものである。

<sup>2) 「</sup>労働者1人平均年間休日総数」は、企業において最も多くの労働者に適用される年間休日総数を、その適用される労働者数により加重平均したものである。

<sup>3)</sup> 平成19年以前は、調査対象を「本社の常用労働者が30人以上の民営企業」としており、平成20年から「常用労働者が30人以上の民営企業」に範囲を拡大した。

<sup>20%~23%</sup>は、「本社の常用労働者が30人以上の民営企業」で集計したものであり、19年以前の結果と時系列で比較する場合にはこちらを参照されたい。

#### (4) 年次有給休暇

#### ア 年次有給休暇の取得状況

平成22年(又は平成21会計年度)1年間に企業が付与した年次有給休暇日数(繰越日数は除く。)は、 労働者1人平均17.9日(前年17.9日)、そのうち労働者が取得した日数は8.6日(同8.5日)で、取 得率は48.1% (同47.1%) となっている。

取得率を企業規模別にみると、1,000人以上が55.3%(同53.5%)、300~999人が46.0%(同44.9%)、 100~299 人が44.7% (同45.0%)、30~99人が41.8% (同41.0%) となっている。(第5表)

第 5 夜 万 剿 伯	「八千均千次有転外収の収待仏法							
年・企業規模・産業	付与日数1)	取得日数2)	取得率 <sup>3)</sup>					
T-book	17.0	B.	%					
平成23年	17. 9	8.6	48. 1					
22	17. 9	8. 5	47. 1					
21	18. 0	8. 5	47. 4					
20	17. 6	8. 2	46. 7					
1,000人以上	18. 9	10.5	55.3					
300~999人	18. 3	8.4	46.0					
100~299人	17. 3	7. 7	44.7					
30 ~ 99人	16.8	7. 0	41.8					
鉱業,採石業,砂利採取業	18.6	10.9	58. 6					
建設業	18. 1	6. 7	37. 2					
製造業	18.5	9.8	53.0					
電気・ガス・熱供給・水道業	19. 7	14.8	75. 2					
情報通信業	18.6	10.7	57.5					
運輸業,郵便業	17. 5	8. 7	49.8					
卸売業,小売業	17. 5	6.4	36. 5					
金融業,保険業	19. 2	9.3	48.4					
不動産業,物品賃貸業	17. 1	7.3	42.7					
学術研究, 専門・技術サービス業	18. 1	9.6	52.8					
宿泊業,飲食サービス業	15. 9	5. 2	32.5					
生活関連サービス業,娯楽業	16.0	7. 1	44.4					
教育,学習支援業	16.6	6.8	41.0					
医療,福祉	14.4	6. 1	42.5					
サービス業(他に分類されないもの)	16. 4	9. 2	56.0					
平成23**年	18. 1	8.9	49. 3					
22 <sup>**</sup>	18. 1	8. 7	48. 2					
21**	18. 3	8.8	48. 1					
20 <sup>*</sup> *	17.8	8. 5	47.7					
	1							

第5表 労働者1人平均年次有給休暇の取得状況

17.7

#### イ 年次有給休暇の時間単位取得制度【新規調査項目】

年次有給休暇を時間単位で取得できる制度がある企業は7.3%となっている(第6表)。

第6表 年次有給休暇の時間単位所得制度の有無、取得日数階級別企業割合

									(+	-1보 /0/	
				年次	有給休暇の	つ時間単位	取得制度				
企業規模	全企業	あり		年次有給休暇の時間単位取得日数							
		<i>&amp;</i> ) '9	1 日	2 目	3 目	4 日	5 日	6~9日	10日以上	なし	
計	100.0	7.3 (100.0)	(7.4)	( 9.8)	(5.1)	(2.1)	(72.8)	(2.4)	(0.1)	92. 7	
1,000人以上	100.0	7.4 (100.0)	(5.7)	( -)	(6.8)	(2.5)	(81.4)	(3.6)	( -)	92.6	
300~999人	100.0	7.8 (100.0)	( -)	(4.6)	(3.4)	(0.7)	(84.2)	(6.1)	(1.0)	92. 2	
100~299人	100.0	6.9 (100.0)	(8.3)	( 5.7)	(1.5)	(3.1)	(79.4)	( -)	( -)	93. 1	
30 ~ 99人	100.0	7.3 (100.0)	(7.9)	(11.6)	(6.2)	( 1.9)	(69.8)	(2.7)	( -)	92.7	

注:1) ( )内の数値は、年次有給休暇の時間単位取得制度がある企業を100とした割合である。

<sup>「</sup>付与日数」には、繰越日数を含まない。

<sup>「</sup>取得日数」は、平成22年(又は平成21会計年度)1年間に実際に取得した日数である。

<sup>「</sup>取得率」は、(取得日数計/付与日数計)×100(%)である。 平成19年以前は、調査対象を「本社の常用労働者が30人以上の民営企業」としており、平成20年 から「常用労働者が30人以上の民営企業」に範囲を拡大した。

<sup>20※~23※</sup>は、 「本社の常用労働者が30人以上の民営企業」で集計したものであり、 19年以前 結果と時系列で比較する場合にはこちらを参照されたい。

<sup>2)</sup> 年次有給休暇の時間単位取得制度「あり」には、取得日数が未定の企業を含む。

#### (5) 変形労働時間制

変形労働時間制を採用している企業は 53.9% (前年 55.5%) となっている。企業規模別にみると、 1,000 人以上が 74.4% (同 76.6%)、 $300\sim999$  人が 67.8% (同 66.3%)、 $100\sim299$  人が 56.9% (同 59.3%)、  $30\sim99$  人が 51.4% (同 53.0%) となっている。産業別にみると、鉱業,採石業,砂利採取業が 86.9% (同 84.9%) で最も高く、金融業,保険業が 18.0% (同 20.1%) で最も低くなっている。

変形労働時間制の種類別(複数回答)にみると「1年単位の変形労働時間制」が36.9%(同37.0%)、「1か月単位の変形労働時間制」が14.1%(同15.3%)、「フレックスタイム制」が5.9%(同5.9%)となっている。(第7表)

第7表 変形労働時間制の有無、種類別採用企業割合

						(甲型: %)
						変形労働
		変形労働 時間制を	変形労働時	間制の種類(	複数回答)	時間制を
年・企業規模・産業	全企業	時間前を 採用して いる企業 <sup>1)</sup>	1年単位の 変形労働 時間制	1か月単位 の変形労働 時間制	フレックス タイム制	採用して いない企 業
平成23年	100.0	53. 9	36. 9	14. 1	5. 9	46. 1
22	100.0		37. 0	15. 3	5. 9	
21	100.0		35. 6	15. 5	6. 1	45.8
20	100.0		35.8	14. 4		47.1
1,000人以上	100.0	74. 4	24. 4	38. 5	32.0	25.6
300~999人	100.0	67.8	32. 2	27. 5	17. 6	32.2
100~299人	100.0	56. 9	35. 4	17. 2	8.6	43.1
30 ~ 99人	100.0	51.4	38.0	11.4	3. 5	48.6
鉱業,採石業,砂利採取業	100.0	86.9	73.0	15. 5	0.9	13. 1
建設業	100.0	57.0	47. 3	9.3	2.0	43.0
製造業	100.0		50. 7	8.1	8. 1	37.3
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0		27. 4	40.3	10.0	36.6
情報通信業	100.0		8. 2	6. 9	22. 3	63.3
運輸業,郵便業	100.0		48. 6	19. 3		33. 6
卸売業, 小売業	100.0		33. 1	15. 6	4. 1	50. 1
金融業,保険業	100.0		2. 1	8.0	9. 5	82.0
不動産業,物品賃貸業	100.0		27. 7	15. 0	5. 6	54.0
学術研究, 専門・技術サービス業	100.0		24. 7	2.3	16. 5	57.8
宿泊業,飲食サービス業	100.0		20. 9	29. 1	1. 1	50.6
生活関連サービス業, 娯楽業	100.0		28. 9	21. 5	3. 9	49.8
教育, 学習支援業	100.0		37. 2	14. 4	4.0	
医療,福祉	100.0		19. 0	26. 3	7. 2	
サービス業(他に分類されないもの)	100.0	42. 2	19.8	18. 5	5. 3	57.8
平成23**年	100.0	54.6	37. 6	13.1	7. 5	45.4
22 <sup>**</sup>	100.0	56.8	38. 4	14. 4	7. 2	43.2
21**	100.0	56. 2	37. 3	15. 3	7. 4	43.8
20 <sup>*</sup> *	100.0	54.0	36.8	14.0	5. 5	46.0
19	100.0	55. 9	38. 4	13. 6	6. 2	44.1
	1					

注:1) 「変形労働時間制を採用している企業」には、「1週間単位の非定型的変形労働時間制」を含む。

<sup>2)</sup> 平成19年以前は、調査対象を「本社の常用労働者が30人以上の民営企業」としており、平成20年から「常用労働者が30人以上の民営企業」に範囲を拡大した。

<sup>20※~23※</sup>は、「本社の常用労働者が30人以上の民営企業」で集計したものであり、19年以前の結果と時系列で比較する場合にはこちらを参照されたい。

変形労働時間制の適用労働者は 48.9% (前年 49.8%) で、種類別にみると、「1 年単位の変形労働時間制」は 24.6% (同 24.6%)、「1 か月単位の変形労働時間制」は 15.9% (同 17.0%)、「フレックスタイム制」は 8.4% (同 8.1%) となっている (第 8 表)。

第8表 変形労働時間制の有無、種類別適用労働者割合

						(単位:%)
		変形労働				変形労働時
年・企業規模・産業	労働者計	時間制の 適用を 受ける 労働者 <sup>1)</sup>	1年単位の 変形労働 時間制	1か月単位 の変形労働 時間制	フレックス タイム制	変形カ側内 間制の適用 を受けない 労働者
平成23年	100.0	48. 9	24. 6	15. 9	8.4	51. 1
22	100.0	49.8	24. 6	17. 0	8. 1	50. 2
21	100.0	49.5	24. 1	16.8	8.5	50.5
20	100.0	49. 3	24. 4	17.9	7.0	50.7
1,000人以上	100.0	47.8	10. 5	22.2	15. 1	52.2
300~999人	100.0	51. 9	24. 4	18.6	8.9	48.1
100~299人	100.0	46. 7	29. 5	12.6	4. 7	53.3
30 ~ 99人	100.0	49.8	38. 5	8.9	2.4	50.2
鉱業,採石業,砂利採取業	100.0	65. 2	52. 2			34.8
建設業	100.0	41.2	32. 1	6. 2	2.9	58.8
製造業	100.0	54. 4	31.7	9. 7	13.0	45.6
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	60. 1	2.6	34. 3	23. 1	39. 9
情報通信業	100.0	32. 3	3. 5	7. 3		67.7
運輸業,郵便業	100.0	65.8	32. 2	31. 5		
卸売業, 小売業	100.0	49. 7	25. 3	20. 5		50.3
金融業,保険業	100.0	6. 5	0.2	3. 4		93. 5
不動産業,物品賃貸業	100.0	45. 7	22.9	16. 6	6. 2	54. 3
学術研究, 専門・技術サービス業	100.0	34.8	14.6	3. 1		65. 2
宿泊業,飲食サービス業	100.0	56. 6	19. 1	37. 0	0.5	43.4
生活関連サービス業, 娯楽業	100.0	47.7	20.9	24. 3	2. 5	52.3
教育,学習支援業	100.0	53.0	31.6	13. 1	8.4	47.0
医療,福祉	100.0	57. 3	13.8	37. 3	6. 3	42.7
サービス業(他に分類されないもの)	100.0	40. 1	12. 5	22. 0	5. 7	59. 9
平成23 <sup>※</sup> 年	100.0	48. 5	23. 3	15. 6	9.6	51. 5
22**	100.0	49. 6	23. 9	16. 3	9. 3	50.4
21**	100.0	49. 3	23. 2	16. 4		50.7
20**	100.0	48. 7	23. 4	17. 4		51. 3
19	100.0	49. 5	25. 3	16. 1	8.1	50. 5
	•					

注:1) 「変形労働時間制の適用を受ける労働者」には、「1週間単位の非定型的変形労働時間制」を含む。

<sup>2)</sup> 平成19年以前は、調査対象を「本社の常用労働者が30人以上の民営企業」としており、平成20年から「常用労働者が30人以上の民営企業」に範囲を拡大した。

<sup>20※~23※</sup>は、「本社の常用労働者が30人以上の民営企業」で集計したものであり、19年以前の結果と時系列で比較する場合にはこちらを参照されたい。

#### (6) みなし労働時間制

みなし労働時間制を採用している企業は 11.2% (前年 11.2%) で、種類別 (複数回答) にみると、「事業場外労働のみなし労働時間制」が 9.3% (同 9.1%)、「専門業務型裁量労働制」が 2.2% (同 2.5%)、「企画業務型裁量労働制」が 0.7% (同 0.8%) となっている (第 9 表)。

第9表 みなし労働時間制の有無、種類別採用企業割合

						(単位:%)
		みなし労働	みなし労働	時間制の種類	(複数回答)	みなし労働
年・企業規模・産業	全企業	時間制を採用している企業	事業場外労働のみなし労働時間制	専門業務型裁量労働制	企画業務型裁量労働制	時間制を採用していない企業
平成23年	100.0	11. 2	9. 3	2. 2	0. 7	88.8
22	100.0	11. 2	9. 1	2.5	0.8	88.8
21	100.0	8.9	7. 5	2.1	1.0	91. 1
20	100.0	10. 5	8.8	2.2	0.9	89.5
1,000人以上	100.0	25. 9	19.0	8.8	5. 9	74. 1
300~999人	100.0	21.6	18.7	4.5	2.0	78.4
100~299人	100.0	14. 4	11.8	3.3	1.0	85.6
30 ~ 99人	100.0	9.0	7. 6	1.6	0.4	91.0
鉱業,採石業,砂利採取業	100.0	1.0	1.0	-	_	99.0
建設業	100.0	6. 2	6. 1	0.4	0.0	93.8
製造業	100.0	12.6	9. 7	3. 1	1. 1	87.4
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	2.6	1.6	1.0	0.5	97.4
情報通信業	100.0	21.3	9.0	17.7	1.8	78.7
運輸業,郵便業	100.0	5. 7	5. 7	0.0	0.0	94. 3
卸売業, 小売業	100.0	15. 2	14. 7	0.7	0.3	84.8
金融業,保険業	100.0	11.5	6. 7	2.5	3. 2	88.5
不動産業,物品賃貸業	100.0	10.6	10.6	0.6	0.0	89.4
学術研究, 専門・技術サービス業	100.0	18.6	11.6	8.7	2.3	81.4
宿泊業,飲食サービス業	100.0	5. 2	5. 0	0.4	0.1	94.8
生活関連サービス業,娯楽業	100.0	4.8	4. 3	0.1	0.4	95.2
教育, 学習支援業	100.0	7. 5	6.8	0.6	2.0	92.5
医療,福祉	100.0	3. 5	3. 5	0.1	-	96.5
サービス業(他に分類されないもの)	100.0	9. 2	7.3	1.7	1.2	90.8
平成23 <sup>※</sup> 年	100.0	12.0	9. 7	2.8	0.9	88. 0
22**	100.0	12. 0	9. 5	3. 1	1. 0	88.0
21**	100.0	9.9	8. 2	2.5	1. 1	90.1
20 <sup>*</sup>	100.0	10.4	8.3	2.7	0.9	89.6
19	100.0	10.6	8.8	2.9	1. 1	89.4

注: 平成19年以前は、調査対象を「本社の常用労働者が30人以上の民営企業」 としており、平成20年から「常用労働者が30人以上の民営企業」に範囲を拡大した。

<sup>20※~23※</sup>は、「本社の常用労働者が30人以上の民営企業」で集計したものであり、19年以前の結果と 時系列で比較 する場合にはこちらを参照されたい。

みなし労働時間制の適用労働者をみると 7.3% (前年 6.9%) で、種類別にみると「事業場外労働のみなし労働時間制」が 5.6% (同 5.3%)、「専門業務型裁量労働制」が 1.2% (同 1.3%)、「企画業務型裁量労働制」が 0.4% (同 0.3%) となっている (第 10 表)。

第10表 みなし労働時間制の有無、種類別適用労働者割合

						(単位:%)
年・企業規模・産業	労働者計	みなし労働 時間制の 用を受ける 労働者	事業場外労 働のみなし 労働時間制	専門業務型裁量労働制	企画業務型裁量労働制	みなし労働 時間制の適 用を受けな い労働者
平成23年	100.0	7. 3	5. 6	1. 2	0.4	92. 7
22	100.0	6. 9	5.3	1.3	0.3	93. 1
21	100.0	6.3	4.8	1. 1	0.4	93. 7
20	100.0	7.9	6. 2	1. 3	0.5	92.1
1,000人以上	100.0	9. 4	6.6	1.8	1. 0	90.6
300~999人	100.0	8.9	7.7	0.9	0.3	91. 1
100~299人	100.0	5.8	4.6	1. 1	0.1	94.2
30 ~ 99人	100.0	4.6	3. 7	0.8	0.1	95. 4
鉱業,採石業,砂利採取業	100.0	0. 2	0.2	-	_	99.8
建設業	100.0	4.0	3.6	0.2	0.1	96.0
製造業	100.0	6.0	4.2	1.2	0.5	94.0
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	6. 5	6. 5	0.0	0.0	93. 5
情報通信業	100.0	14.0	4.3	9.0	0.7	86.0
運輸業,郵便業	100.0	6.9	6.9	0.0	0.0	93. 1
卸売業, 小売業	100.0	9.6	8.8	0.3	0.5	90.4
金融業,保険業	100.0	13. 5	11.4	0.0	2. 1	86. 5
不動産業,物品賃貸業	100.0	14. 7	14. 5	0. 1	0. 2	85.3
学術研究, 専門・技術サービス業	100.0	12. 9	6. 1	6. 5	0.3	87. 1
宿泊業,飲食サービス業	100.0	1. 9	1.8	0.0	0. 1	98. 1
生活関連サービス業, 娯楽業	100.0	1. 6	1. 3	0.0	0. 3	98. 4
教育,学習支援業	100.0	5. 2	4. 0	0.3	0.8	94.8
医療,福祉	100.0	1. 4		0.0	_	98. 6
サービス業(他に分類されないもの)	100.0	2. 5	2. 2	0. 2	0. 1	97. 5
平成23**年	100.0	7. 7	5.8	1. 4	0. 5	92.3
22*	100.0	7. 3	5. 5	1.5	0.4	92.7
21**	100.0	6.8	5. 1	1. 3	0.4	93. 2
20**	100.0	8. 4		1.5	0.5	91.6
19	100.0	7. 3	5.8	1. 3	0.3	92. 7

注: 平成19年以前は、調査対象を「本社の常用労働者が30人以上の民営企業」としており、平成20年から「常用労働者が30人以上の民営企業」に範囲を拡大した。

<sup>20※~23※</sup>は、「本社の常用労働者が30人以上の民営企業」で集計したものであり、19年以前の結果と時系列で比較する場合にはこちらを参照されたい。

#### 2 定年制等

#### (1) 定年制

定年制を定めている企業は92.9%(前年93.1%)となっており、そのうち「一律に定めている」企業は98.9%(同98.7%)、「職種別に定めている」企業は1.0%(同1.2%)となっている(第11表)。

第11表 定年制の有無、定年制の定め方別企業割合

(単位・%)

年・企業規模・産業 全企業 定めて いる企業 <sup>1)</sup> に でめて いる に で かて ない 企業 に で かて いる に で かて いる に で かて ない 企業 に で かて いる に で かて いる に で かて ない 企業 に で かて いる に で かて ない 企業 に で かて いる に で かて いる に で かて ない 企業 に で かて いる に で かて いる に で かて ない 企業 に で かて いる に で が いる に で かて いる に で が いる に で いる に で いる に で が いる に で が いる に で が いる に で が いる に で いる に で が いる に で が いる いる に で が いる に で いる に で いる に で が いる に で が いる に で が いる に で が いる に で いる に で が いる に で が いる に で いる に で が いる に で が いる に で いる に で いる に で が いる に で いる に で が いる に で が いる に で いる に で な に で いる に		1	1					(単位:%)
22	年・企業規模・産業	全企業	定めて - <sup>元</sup> いる企業 <sup>1)</sup> - <sup>元</sup>		定めて	定めて		定年制を定めていない企業
22	平成23年	100.0	92.9	(100.0)	( 98. 9)	( 1.0)	( 0.2)	7. 1
21								
100.0 94.4 (100.0) (98.4) (1.1) (0.5) 5.0								
100~999人								
100~299人	1,000人以上	100.0	98. 7	(100.0)	(98.7)	( 1.1)	( 0.2)	1.3
30 ~ 99人	300~999人	100.0	98.9	(100.0)	(99.3)	(0.5)	(0.2)	1.1
<ul> <li>鉱業,採石業,砂利採取業</li> <li>100.0 93.8 (100.0) (100.0) ( -) ( -) 6.2</li> <li>製造業</li> <li>100.0 97.3 (100.0) (97.6) (2.4) ( -) 2.</li> <li>製造業</li> <li>100.0 96.3 (100.0) (99.7) (0.2) (0.1) 3.</li> <li>電気・ガス・熱供給・水道業</li> <li>情報通信業</li> <li>100.0 94.8 (100.0) (99.9) ( -) (0.1) 5.3</li> <li>卸売業,小売業</li> <li>100.0 94.8 (100.0) (98.7) (1.3) (0.0) 5.3</li> <li>卸売業,小売業</li> <li>100.0 94.8 (100.0) (98.7) (1.3) (0.0) 5.3</li> <li>金融業,保険業</li> <li>100.0 95.7 (100.0) (98.3) (1.3) (0.5) 8.3</li> <li>全融業,物品賃貸業</li> <li>100.0 95.7 (100.0) (98.0) (1.8) (0.3) 4.3</li> <li>不動産業,物品賃貸業</li> <li>100.0 97.5 (100.0) (99.6) (0.4) ( -) 7.</li> <li>学術研究,専門・技術サービス業</li> <li>100.0 83.1 (100.0) (100.0) (0.0) (-) (-) 2.3</li> <li>宿泊業,飲食サービス業</li> <li>100.0 83.1 (100.0) (100.0) (0.0) (-) (-) 16.9</li> <li>生活関連サービス業,娯楽業</li> <li>100.0 84.1 (100.0) (100.0) (-) (-) (-) 18.</li> <li>医疾,福祉</li> <li>サービス業(他に分類されないもの)</li> <li>平成23*年</li> <li>100.0 93.5 (100.0) (98.6) (1.2) (0.2) 6.2</li> <li>アス業(他に分類されないもの)</li> <li>平成23*年</li> <li>100.0 94.9 (100.0) (98.4) (1.5) (0.1) 5.2</li> <li>100.0 94.9 (100.0) (98.4) (1.5) (0.1) 5.2</li> </ul>	100~299人	100.0	97. 2	(100.0)	(98.7)	( 1.1)	(0.1)	2.8
建設業       100.0 97.3 (100.0) (97.6) (2.4) (-) 2.         製造業       100.0 96.3 (100.0) (99.7) (0.2) (0.1) 3.         電気・ガス・熱供給・水道業       100.0 100.0 (100.0) (97.7) (1.7) (0.6)         情報通信業       100.0 94.8 (100.0) (99.9) (-) (0.1) 5.         運輸業,郵便業       100.0 94.8 (100.0) (98.7) (1.3) (0.0) 5.         卸売業,小売業       100.0 91.8 (100.0) (98.3) (1.3) (0.5) 8.         金融業,保険業       100.0 95.7 (100.0) (98.3) (1.8) (0.3) 4.         不動産業,物品賃貸業       100.0 92.3 (100.0) (99.6) (0.4) (-) 7.         学術研究,専門・技術サービス業       100.0 97.5 (100.0) (100.0) (0.0) (-) (-) 2.         宿泊業,飲食サービス業       100.0 83.1 (100.0) (100.0) (-) (-) (-) 16.         生活関連サービス業,娯楽業       100.0 84.1 (100.0) (98.6) (1.4) (-) 15.         教育,学習支援業       100.0 81.3 (100.0) (100.0) (-) (-) (-) 18.         医療,福祉       100.0 91.2 (100.0) (98.5) (1.5) (-) 20.         サービス業(他に分類されないもの)       100.0 93.5 (100.0) (98.6) (1.2) (0.2) 6.         平成23*年       100.0 94.9 (100.0) (98.4) (1.5) (0.1) 5.         22*       100.0 94.9 (100.0) (98.4) (1.5) (0.1) 5.         21*	30 ~ 99人	100.0	91.0	(100.0)	(98.9)	( 1.0)	( 0.2)	9.0
製造業	鉱業,採石業,砂利採取業	100.0	93.8	(100.0)	(100.0)	( -)	( -)	6. 2
電気・ガス・熱供給・水道業	建設業	100.0	97.3	(100.0)	(97.6)	(2.4)	( -)	2.7
情報通信業 100.0 94.8 (100.0) (99.9) ( -) (0.1) 5.2 運輸業,郵便業 100.0 94.8 (100.0) (98.7) (1.3) (0.0) 5.2 卸売業,小売業 100.0 91.8 (100.0) (98.3) (1.3) (0.5) 8.3 金融業,保険業 100.0 95.7 (100.0) (98.0) (1.8) (0.3) 4.3 学術研究,専門・技術サービス業 100.0 92.3 (100.0) (99.6) (0.4) ( -) 7.3 学術研究,専門・技術サービス業 100.0 97.5 (100.0) (100.0) (0.0) ( -) 2.3 宿泊業,飲食サービス業 100.0 83.1 (100.0) (100.0) ( -) ( -) 16.9 生活関連サービス業,娯楽業 100.0 84.1 (100.0) (100.0) ( -) ( -) 15.5 を療,福祉 100.0 81.3 (100.0) (100.0) ( -) ( -) 18.5 医療,福祉 100.0 91.2 (100.0) (98.6) (1.4) ( -) 18.5 医療,福祉 100.0 91.2 (100.0) (97.4) (2.5) (0.1) 8.5 で成23*年 22* 100.0 93.5 (100.0) (98.6) (1.2) (0.2) 6.2 21* 100.0 92.7 (100.0) (98.8) (1.0) (0.2) 7.5 に対し、の 93.8 に対し、の 93	製造業	100.0	96.3	(100.0)	(99.7)	(0.2)	(0.1)	3.7
理輸業,郵便業 100.0 94.8 (100.0) (98.7) (1.3) (0.0) 5.5 金融業, 小売業 100.0 91.8 (100.0) (98.3) (1.3) (0.5) 8.5 金融業, 保険業 100.0 95.7 (100.0) (98.0) (1.8) (0.3) 4.5 不動産業, 物品賃貸業 100.0 92.3 (100.0) (99.6) (0.4) (-) 7.5 学術研究, 専門・技術サービス業 100.0 97.5 (100.0) (100.0) (0.0) (-) 2.5 宿泊業, 飲食サービス業 100.0 83.1 (100.0) (100.0) (-) (-) 16.5 生活関連サービス業, 娯楽業 100.0 84.1 (100.0) (100.0) (-) (-) 15.5 を療, 福祉 100.0 81.3 (100.0) (100.0) (-) (-) 18.5 医療, 福祉 100.0 79.4 (100.0) (98.5) (1.5) (-) 20.6 サービス業(他に分類されないもの) 100.0 91.2 (100.0) (98.6) (1.2) (0.2) 6.5 で成23 <sup>※</sup> 年 22 <sup>※</sup> 100.0 93.5 (100.0) (98.6) (1.2) (0.2) 6.5 で成23 <sup>※</sup> 年 100.0 94.9 (100.0) (98.8) (1.0) (0.2) 7.5 であり 100.0 92.7 (100.0) (98.8) (1.0) (0.0	電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	100.0	(100.0)	(97.7)	(1.7)	(0.6)	_
卸売業, 小売業	情報通信業	100.0	94.8	(100.0)	(99.9)	( -)	(0.1)	5. 2
金融業,保険業 100.0 95.7 (100.0) (98.0) (1.8) (0.3) 4.5 不動産業,物品賃貸業 100.0 92.3 (100.0) (99.6) (0.4) (一) 7. 学術研究,専門・技術サービス業 100.0 97.5 (100.0) (100.0) (0.0) (一) 2.5 宿泊業,飲食サービス業 100.0 83.1 (100.0) (100.0) (一) (一) 16.9 生活関連サービス業,娯楽業 100.0 84.1 (100.0) (98.6) (1.4) (一) 15.9 教育,学習支援業 100.0 81.3 (100.0) (100.0) (一) (一) 18.9 医療,福祉 100.0 79.4 (100.0) (98.5) (1.5) (一) 20.0 サービス業(他に分類されないもの) 100.0 91.2 (100.0) (97.4) (2.5) (0.1) 8.9 で成23*年 100.0 93.5 (100.0) (98.6) (1.2) (0.2) 6.8 で成22** 100.0 94.9 (100.0) (98.4) (1.5) (0.1) 5. 100.0 92.7 (100.0) (98.8) (1.0) (0.2) 7.8	運輸業,郵便業	100.0	94.8	(100.0)	(98.7)	( 1.3)	(0.0)	5. 2
不動産業,物品賃貸業 100.0 92.3 (100.0) (99.6) (0.4) (一) 7.5 学術研究,専門・技術サービス業 100.0 97.5 (100.0) (100.0) (0.0) (一) 2.5 宿泊業,飲食サービス業 100.0 83.1 (100.0) (100.0) (一) (一) 16.5 教育,学習支援業 100.0 84.1 (100.0) (98.6) (1.4) (一) 15.5 医療,福祉 100.0 81.3 (100.0) (100.0) (一) (一) 18.5 医療,福祉 100.0 79.4 (100.0) (98.5) (1.5) (一) 20.0 サービス業(他に分類されないもの) 100.0 91.2 (100.0) (97.4) (2.5) (0.1) 8.5 で成23 <sup>※</sup> 年 100.0 93.5 (100.0) (98.6) (1.2) (0.2) 6.5 では 100.0 94.9 (100.0) (98.4) (1.5) (0.1) 5.1 100.0 92.7 (100.0) (98.8) (1.0) (0.2) 7.5 では 100.0 92.7 (100.0) (98.8) (1.0) (100.0 92.7 (100.0) (100.0 92.7 (100.0) (100.0 92.7 (100.0) (100.0 92.7 (100.0) (100.0 92.7 (100.0) (100.0 92.7 (100.0) (100.0 92.7 (100.0) (100.0 92.7 (100.0) (100.0 92.7 (100.0) (100.0 92.7 (100.0) (100.0 92.7 (100.0) (100.0 92.7 (100.0) (100.0 92.7 (100.0) (100.0 92.7 (100.0) (100.0 92.7	卸売業, 小売業	100.0	91.8	(100.0)	(98.3)	(1.3)	(0.5)	8.2
学術研究,専門・技術サービス業 100.0 97.5 (100.0) (100.0) ( 0.0) ( -) 2.5 宿泊業,飲食サービス業 100.0 83.1 (100.0) (100.0) ( -) ( -) 16.5 生活関連サービス業,娯楽業 100.0 84.1 (100.0) (98.6) ( 1.4) ( -) 15.5 教育,学習支援業 100.0 81.3 (100.0) (100.0) ( -) ( -) ( -) 18.5 医療,福祉 100.0 79.4 (100.0) (98.5) ( 1.5) ( -) 20.5 サービス業(他に分類されないもの) 100.0 91.2 (100.0) (97.4) ( 2.5) ( 0.1) 8.5 で成23*年 100.0 93.5 (100.0) (98.6) ( 1.2) ( 0.2) 6.5 では 100.0 94.9 (100.0) (98.4) ( 1.5) ( 0.1) 5. 100.0 92.7 (100.0) (98.8) ( 1.0) ( 0.2) 7.5	金融業,保険業	100.0	95.7	(100.0)	(98.0)	(1.8)	(0.3)	4.3
宿泊業,飲食サービス業 100.0 83.1 (100.0) (100.0) ( -) ( -) 16.5 を 100.0 84.1 (100.0) (100.0) ( -) ( -) 16.5 を 100.0 84.1 (100.0) (98.6) (1.4) ( -) 15.5 を 100.0 81.3 (100.0) (100.0) ( -) ( -) ( -) 18.5 を 100.0 79.4 (100.0) (98.5) (1.5) ( -) 20.0 を 100.0 91.2 (100.0) (97.4) (2.5) (0.1) 8.5 を 100.0 93.5 (100.0) (98.6) (1.2) (0.2) 6.5 を 100.0 94.9 (100.0) (98.4) (1.5) (0.1) 5.  100.0 92.7 (100.0) (98.8) (1.0) (0.2) 7.5	不動産業,物品賃貸業	100.0	92.3	(100.0)	(99.6)	(0.4)	( -)	7.7
生活関連サービス業,娯楽業 100.0 84.1 (100.0) (98.6) (1.4) ( -) 15.5 教育,学習支援業 100.0 81.3 (100.0) (100.0) ( -) ( -) 18.5 医療,福祉 100.0 79.4 (100.0) (98.5) (1.5) ( -) 20.0 サービス業(他に分類されないもの) 100.0 91.2 (100.0) (97.4) (2.5) (0.1) 8.5 で成23 <sup>※</sup> 年 100.0 93.5 (100.0) (98.6) (1.2) (0.2) 6.5 では 100.0 94.9 (100.0) (98.4) (1.5) (0.1) 5.	学術研究, 専門・技術サービス業	100.0	97.5	(100.0)	(100.0)	(0.0)	( -)	2.5
教育, 学習支援業 100.0 81.3 (100.0) (100.0) ( -) ( -) 18. 医療, 福祉 100.0 79.4 (100.0) (98.5) (1.5) ( -) 20.0 サービス業(他に分類されないもの) 100.0 91.2 (100.0) (97.4) (2.5) (0.1) 8.3 平成23 <sup>※</sup> 年 100.0 93.5 (100.0) (98.6) (1.2) (0.2) 6.3 22 <sup>※</sup> 100.0 94.9 (100.0) (98.4) (1.5) (0.1) 5. 21 <sup>※</sup> 100.0 92.7 (100.0) (98.8) (1.0) (0.2) 7.5	宿泊業,飲食サービス業	100.0	83. 1	(100.0)	(100.0)	( -)	( -)	16. 9
医療、福祉サービス業(他に分類されないもの) 100.0 79.4 (100.0) (98.5) (1.5) (-) 20.0 100.0 91.2 (100.0) (97.4) (2.5) (0.1) 8.5 (100.0) (97.4) (2.5) (0.1) 8.5 (100.0) (98.6) (1.2) (0.2) 6.5 (100.0) (98.6) (1.5) (0.1) 5.5 (100.0) (98.6) (1.5) (0.1) 5.5 (100.0) (98.8) (1.0) (0.2) 7.5 (100.0) (98.8) (1.0) (0.2) 7.5 (100.0) (98.8) (1.0) (0.2) 7.5 (100.0) (98.8) (1.0) (1.5) (1	生活関連サービス業,娯楽業	100.0	84. 1	(100.0)	(98.6)	(1.4)	( -)	15. 9
サービス業(他に分類されないもの) 100.0 91.2 (100.0) (97.4) (2.5) (0.1) 8.5 平成23 <sup>**</sup> 年 100.0 93.5 (100.0) (98.6) (1.2) (0.2) 6.5 22 <sup>**</sup> 100.0 94.9 (100.0) (98.4) (1.5) (0.1) 5. 21 <sup>**</sup> 100.0 92.7 (100.0) (98.8) (1.0) (0.2) 7.5	教育,学習支援業	100.0	81.3	(100.0)	(100.0)	( -)	( -)	18. 7
平成23 <sup>**</sup> 年		100.0	79.4	(100.0)	(98.5)	(1.5)	( -)	20.6
$22^{**}$ $100.0 94.9 (100.0) (98.4) (1.5) (0.1) 5.$ $21^{**}$ $100.0 92.7 (100.0) (98.8) (1.0) (0.2) 7.$	サービス業(他に分類されないもの)	100.0	91.2	(100.0)	(97.4)	(2.5)	( 0.1)	8.8
$21^{**}$ 100. 0 92. 7 (100. 0) (98. 8) (1. 0) (0. 2) 7. 3		100.0	93. 5	(100.0)	(98.6)	( 1.2)	( 0.2)	6. 5
		100.0	94.9	(100.0)	(98.4)	(1.5)	(0.1)	5. 1
<b>Y</b>		100.0	92.7	(100.0)	(98.8)	(1.0)	( 0.2)	7. 3
$20^{20}$ 100. 0 94. 7 (100. 0) (98. 4) (1. 1) (0. 5) 5. 3	20 <sup>**</sup>	100.0	94.7	(100.0)	(98.4)	(1.1)	(0.5)	5. 3
19 100.0 93.2 (100.0) (98.4) (1.1) (0.4) 6.8	19	100.0	93. 2	(100.0)	(98.4)	(1.1)	(0.4)	6.8

注:1) ()内の数値は、「定年制を定めている企業」を100とした割合である。

<sup>2)</sup> 平成19年以前は、調査対象を「本社の常用労働者が30人以上の民営企業」としており、平成20年から「常用労働者が30人以上の民営企業」に範囲を拡大した。

 $<sup>20\%\</sup>sim23\%$ は、「本社の常用労働者が30人以上の民営企業」で集計したものであり、19年以前の結果と時系列で比較する場合にはこちらを参照されたい。

#### (2) 一律定年制における定年年齢の状況

一律定年制を定めている企業について、定年年齢をみると、「65歳以上」とする企業は、14.0%(前年13.3%)となっている。

企業規模別にみると、1,000 人以上が 3.1%(同 3.4%)、300~999 人が 3.9%(同 3.5%)、100~299 人が 6.5%(同 6.4%)、30~99 人が 17.6%(同 16.5%)となっている。産業別にみると、医療、福祉が 35.6%(同 33.0%)で最も高く、電気・ガス・熱供給・水道業が 1.7%(同 4.9%)で最も低くなっている。(第 12 表)

第12表 一律定年制を定めている企業における定年年齢階級別企業割合

								(里	位:%)
年・企業規模・産業	一律定年制 を定めて いる企業 <sup>1)</sup>	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳	66歳 以上	(再掲) 65歳 以上
平成23年	[ 98. 9] 100. 0	82. 2	0.5	1. 1	1. 4	0. 7	13. 1	0. 9	14. 0
22	[ 98. 7] 100. 0	82. 7		1. 1	1. 9	0. 5	12. 3	1.0	13. 3
21	[ 98. 5] 100. 0	82. 4		1. 3	2. 3	0. 2	12. 7	0. 7	13. 5
20	[ 98. 4] 100. 0	85. 2		1. 1	2. 5	0. 1	10. 7	0. 1	10. 9
1,000人以上	[ 98.7] 100.0	93. 8	0.5	1. 2	0.8	0.6	3.0	0.1	3. 1
300~999人	[ 99.3] 100.0	93.5	0.3	0.8	1.1	0.4	3. 7	0.2	3.9
100~299人	[ 98.7] 100.0	89.1	1.0	1.3	1.2	0.8	6.3	0.2	6.5
30 ~ 99人	[ 98. 9] 100. 0	78.8	0.4	1.0	1.5	0.7	16.4	1.2	17. 6
鉱業,採石業,砂利採取業	[100.0] 100.0	94. 9	_		_	_	5. 1		5. 1
建設業	[ 97.6] 100.0	78.6	0.9	1. 1	2.0	2.8	14.6	-	14.6
製造業	[ 99.7] 100.0	88.5	0.0	0.6	0.7	0.1	9.6	0.4	10.0
電気・ガス・熱供給・水道業	[ 97. 7] 100. 0	96.0	0.6	1.7	_	_	1.7	_	1.7
情報通信業	[ 99. 9] 100. 0	84.6	0.4	1.1	0.9	0.9	11.9	_	11.9
運輸業,郵便業	[ 98.7] 100.0	71.9	1.0	1.5	2. 7	2.2	18.8	1. 9	20.7
卸売業, 小売業	[ 98. 3] 100. 0	86.6	0.9	0.8	1.4	_	9.8	0.5	10.3
金融業,保険業	[ 98. 0] 100. 0	91.4	0.8	1.3	0.5	1.2	4.8	_	4.8
不動産業,物品賃貸業	[ 99.6] 100.0	84. 2	_	0.4	4.0	_	11.4	0.1	11.4
学術研究, 専門・技術サービス業	[100.0] 100.0	91.5	_	0.4	0.7	_	7.4	_	7.4
宿泊業,飲食サービス業	[100.0] 100.0	74. 2	1.6	2.9	1.5	1.2	18.5	_	18.5
生活関連サービス業, 娯楽業	[ 98.6] 100.0	83. 1	0.4	0.1	1. 9	0.6	12.2	1.7	14.0
教育,学習支援業	[100.0] 100.0	76. 4	-	1.5	4. 5	0.4	15.7	1.5	17. 2
医療,福祉	[ 98.5] 100.0	60.7	0.1	_	3. 3	0.3	26. 1	9.5	35.6
サービス業(他に分類されないもの)	[ 97. 4] 100. 0	65. 4	_	3. 0	0.4	1.2	26. 2	3.8	30.0
平成23 <sup>※</sup> 年	[ 98.6] 100.0	82. 3	0. 5	0. 9	1. 5	0. 6	13. 4	0.8	14. 3
平成23 <sup>22</sup> 年 22 <sup>28</sup>	[ 98. 4] 100. 0	82. 3		0. 9	2. 0	0. 6	12. 8	0. 8	13. 8
21**	[ 98. 8] 100. 0	82. 5		1. 2	2. 0	0. 5	12. 8	0. 9	13. 8 13. 6
20**	[ 98. 4] 100. 0	86. 0		1. 2	2. 2	0. 1	9.8	0. 9	10. 0
19	[ 98.4] 100.0	86. 0 86. 6	0. 1	2. 5	2. 6 1. 5	0. 1	9. 8	0. 2	9. 1
19	[ 90.4] 100.0	00.0	0. 2	∠. 5	1. 5	0.0	9.0	0.0	9. 1

注: 1) [ ]内の数値は、定年制を定めている企業のうち、一律定年制を定めている企業割合である。

<sup>2)</sup> 平成19年以前は、調査対象を「本社の常用労働者が30人以上の民営企業」としており、平成20年から「常用労働者が30人以上の民営企業」に 範囲を拡大した

<sup>20※~23※</sup>は、「本社の常用労働者が30人以上の民営企業」で集計したものであり、19年以前の結果と時系列で比較する場合にはこちらを参照されたい。

#### (3) 一律定年制における定年後の措置

#### ア 勤務延長制度及び再雇用制度の実施状況

一律定年制を定めている企業のうち、勤務延長制度及び再雇用制度のどちらか又は両方の制度がある企業は93.2%(前年91.3%)となっている。企業規模別にみると、1,000人以上が98.0%(同97.6%)、300~999人が97.3%(同97.3%)、100~299人が97.7%(同95.8%)、30~99人が91.3%(同89.2%)となっている。産業別にみると、鉱業,採石業,砂利採取業が100.0%(同97.7%)で最も高く、教育,学習支援業が84.5%(同82.6%)で最も低くなっている。

制度別にみると、「勤務延長制度のみ」の企業は9.3%(同11.5%)、「再雇用制度のみ」は73.2%(同68.5%)、「両制度併用」は10.7%(同11.3%)となっている。(第13表)

第 13 表 一律定年制を定めている企業における勤務延長制度、再雇用制度の有無別企業割合

								(再掲) 制度	<u>(単位:%)</u> まがある
年・企業規模・産業	一律定年制 を定めて いる企業 <sup>1)</sup>		制度が ある 企業	勤務延長 制度のみ	再雇用制 度のみ	両制度 併用	制度が ない 企業	勤務延長 制度(両 制度併用 を含む)	再雇用制 度(両制 度併用を 含む)
平成23年	[ 98. 9] 10	0.0	93. 2	9. 3	73. 2	10. 7	6.8	20.0	83. 9
22		0.0	91.3		68. 5	11. 3	8. 7	22.8	79.8
21		0.0	90. 1	11. 3	64.6	14. 2	9.9	25. 5	78.8
20	[ 98.4] 10	0.0	90.0	11.0	70.9	8. 1	10.0	19. 1	79.0
1,000人以上	[ 98. 7] 10	0.0	98.0	4. 4	89. 3	4. 3	2.0	8. 7	93.6
300~999人	[ 99.3] 10	0.0	97.3	2.7	88.2	6.4	2.7	9. 1	94.6
100~299人	[ 98.7] 10	0.0	97. 7	6.3	83. 2	8.2	2.3	14. 4	91.4
30 ~ 99人	[ 98. 9] 10	0.0	91.3	11.0	68. 3	12.0	8. 7	23. 0	80. 3
鉱業,採石業,砂利採取業	[100.0] 10	0.0	100.0	7.7	82.0	10.3	_	18.0	92.3
建設業	[ 97.6] 10	0.0	91.3	7.9	68.2	15. 2	8.7	23. 1	83.4
製造業	[ 99.7] 10	0.0	95.7	5.8	80.7	9.3	4.3	15. 1	89.9
電気・ガス・熱供給・水道業	[ 97. 7] 10	0.0	98.8	1.2	96.0	1.7	1.2	2.9	97. 7
情報通信業	[ 99. 9] 10	0.0	91.6	7.0	78.5	6. 1	8.4	13. 1	84.6
運輸業,郵便業	[ 98.7] 10	0.0	93.2	20.9	63.3	9.0	6.8	29. 9	72.3
卸売業, 小売業		0.0	94.4	6.2	77.8	10.4	5.6	16. 5	88.2
金融業,保険業	[ 98. 0] 10	0.0	97.1	4. 7	87.8	4.6	2.9	9. 4	92.4
不動産業,物品賃貸業	[ 99.6] 10	0.0	92.9	7.2	78.0	7. 7	7. 1	14. 9	85. 7
学術研究, 専門・技術サービス業	[100.0] 10	0.0	92.9	7.6	76. 1	9. 2	7. 1	16.8	85.3
宿泊業,飲食サービス業		0.0	91.7	14. 7	65. 5	11.4	8.3	26. 1	76. 9
生活関連サービス業, 娯楽業		0.0	90.5	14. 1	62. 7	13. 7	9.5	27.8	76. 4
教育,学習支援業		0.0	84.5	6. 7	68.8	9.0	15. 5	15. 7	77.8
医療,福祉		0.0	89. 2		51.6	28.8	10.8	37.6	80. 5
サービス業(他に分類されないもの)	[ 97.4] 10	0.0	87. 3	16. 2	57. 5	13. 6	12. 7	29.8	71. 0
平成23**年	[ 98.6] 10	0.0	93.6	9.8	74.0	9.8	6.4	19.6	83.8
22 <sup>*</sup>	[ 98.4] 10	0.0	91.1	12. 1	68.6	10.4	8.9	22.5	79.0
21**	[ 98.8] 10	0.0	90.1	11.5	65. 6	12.9	9.9	24. 5	78. 5
20**	[ 98.4] 10	0.0	91.6	11. 2	72. 2	8.2	8.4		80.4
19	[ 98.4] 10	0.0	90. 2	12.6	66. 7	10. 9	9.8	23. 5	77.6

注:1) [ ]内の数値は、定年制を定めている企業のうち、一律定年制を定めている企業割合である。

<sup>2)</sup> 平成19年以前は、調査対象が「本社の常用労働者が30人以上の民営企業」としており、平成20年から「常用労働者が30人以上の民営企業」に範囲を拡大した。

<sup>20%~23%</sup>は、「本社の常用労働者が30人以上の民営企業」で集計したものであり、19年以前の結果と時系列で比較する場合にはこちらを参照されたい。

#### イ 勤務延長制度、再雇用制度の最高雇用年齢

一律定年制を定めており、かつ勤務延長制度又は再雇用制度がある企業のうち、最高雇用年齢を定め ている企業は、勤務延長制度がある企業で56.2% (前年55.8%)、再雇用制度がある企業で79.0% (同 77.1%) となっている。

最高雇用年齢を定めている企業における最高雇用年齢をみると、「65歳以上」とする企業は、勤務延 長制度がある企業で91.1% (同92.5%)、再雇用制度がある企業で92.4% (同91.8%) となっている。 (第14表)

第14表 最高雇用年齢の有無、最高雇用年齢階級別企業割合

-	Ab de bellet e						(半位・/0)
定年後の措置、 年・企業規模	一律定年制で 定年後の制度 がある企業 <sup>1)</sup>	最高雇用 年齢を定めて いる企業 <sup>2)3)</sup>	64歳	65歳	66歳 以上	(再掲) 65歳 以上	最高雇用 年齢を定めて いない企業
勤務延長制度4)							
平成23年	[ 20. 0] 100. 0	56. 2 (100. 0)	( 7.3)	(73.9)	( 17. 1)	( 91. 1)	43. 8
22	[ 22. 8] 100. 0	55. 8 (100. 0)	( 1.7)	(80.7)	( 11. 8)	( 92. 5)	44. 2
21	[ 25. 5] 100. 0	50. 9 (100. 0)	( 1.3)	(76.1)	( 14. 8)	( 90. 8)	49. 1
20	[ 19. 1] 100. 0	50. 8 (100. 0)	( 2.0)	(66.6)	( 17. 8)	( 84. 4)	49. 2
1,000人以上	[ 8.7] 100.0	75. 7 (100. 0)	( 3. 5)	( 85. 1)	( 7.7)	( 92. 8)	24. 3
300~999人	[ 9.1] 100.0	68. 5 (100. 0)	( 9. 0)	( 79. 7)	( 11.3)	( 91. 0)	31. 5
100~299人	[ 14.4] 100.0	59. 4 (100. 0)	( 7. 6)	( 82. 7)	( 9.8)	( 92. 4)	40. 6
30~ 99人	[ 23.0] 100.0	55. 0 (100. 0)	( 7. 2)	( 71. 7)	( 19.0)	( 90. 7)	45. 0
平成23 <sup>**</sup> 年	[ 19. 6] 100. 0	60. 2 (100. 0)	( 5.7)	( 71. 7)	( 21. 4)	( 93. 1)	39. 8
22 <sup>**</sup>	[ 22. 5] 100. 0	56. 8 (100. 0)	( 1.5)	( 76. 7)	( 15. 2)	( 91. 9)	43. 2
21 <sup>**</sup>	[ 24. 5] 100. 0	52. 0 (100. 0)	( 1.9)	( 71. 4)	( 18. 7)	( 90. 1)	48. 0
20 <sup>**</sup>	[ 19. 4] 100. 0	48. 8 (100. 0)	( 1.4)	( 64. 3)	( 23. 3)	( 87. 6)	51. 2
19	[ 23. 5] 100. 0	56. 2 (100. 0)	( 0.3)	( 80. 3)	( 8. 0)	( 88. 3)	43. 8
再雇用制度 <sup>4)</sup> 平成23年 22 21 20	[ 83. 9] 100. 0	79. 0 (100. 0)	( 7. 0)	( 87. 4)	( 5. 0)	( 92. 4)	21. 0
	[ 79. 8] 100. 0	77. 1 (100. 0)	( 2. 1)	( 87. 8)	( 4. 0)	( 91. 8)	22. 9
	[ 78. 8] 100. 0	73. 6 (100. 0)	( 3. 4)	( 83. 1)	( 4. 5)	( 87. 6)	26. 4
	[ 79. 0] 100. 0	75. 3 (100. 0)	( 4. 1)	( 84. 8)	( 3. 4)	( 88. 1)	24. 7
1,000人以上	[ 93. 6] 100. 0	95. 1 (100. 0)	( 7. 6)	( 88. 9)	( 2.3)	( 91. 2)	4. 9
300~999人	[ 94. 6] 100. 0	92. 3 (100. 0)	( 9. 6)	( 86. 9)	( 3.0)	( 89. 9)	7. 7
100~299人	[ 91. 4] 100. 0	84. 9 (100. 0)	( 8. 0)	( 86. 7)	( 4.8)	( 91. 4)	15. 1
30~ 99人	[ 80. 3] 100. 0	75. 1 (100. 0)	( 6. 2)	( 87. 7)	( 5.4)	( 93. 1)	24. 9
平成23 <sup>※</sup> 年	[ 83.8] 100.0	80. 1 (100. 0)	( 6. 4)	( 87. 5)	( 5. 5)	( 93. 0)	19. 9
22 <sup>※</sup>	[ 79.0] 100.0	78. 2 (100. 0)	( 2. 5)	( 86. 9)	( 4. 5)	( 91. 4)	21. 8
21 <sup>※</sup>	[ 78.5] 100.0	76. 1 (100. 0)	( 3. 7)	( 81. 7)	( 5. 3)	( 87. 0)	23. 9
20 <sup>※</sup>	[ 80.4] 100.0	76. 1 (100. 0)	( 3. 9)	( 85. 2)	( 3. 9)	( 89. 1)	23. 9
19	[ 77.6] 100.0	76. 6 (100. 0)	( 0. 7)	( 84. 8)	( 2. 9)	( 87. 7)	23. 4

注:1)

に範囲を拡大した。 20※~23※は、「本社の常用労働者が30人以上の民営企業」で集計したものであり、19年以前の結果と時系列で比較する場合にはこちらを

参照されたい。

#### ウ 勤務延長制度、再雇用制度の適用対象者の範囲

一律定年制を定めており、かつ勤務延長制度又は再雇用制度がある企業について、勤務延長制度、再 雇用制度の適用となる対象者の範囲をみると、勤務延長制度のある企業は、「原則として希望者全員」 とする企業が最も多く、52.3%(前年57.5%)となっている。再雇用制度のある企業は、「基準に適合 する者全員」とする企業が最も多く、55.6% (同 54.7%) となっている。(第 15 表)

第15表 勤務延長制度、再雇用制度の適用対象者の範囲別企業割合

		勤務延長制	度1)				再雇用制度		<u> </u>
年・企業規模・産業	一律定年制で 定年後の制度 がある企業 <sup>2)</sup>	原則とし て希望者 全員	基準に適 合する者 全員	その他	一律定年 定年後の がある企	制度	原則とし て希望者 全員	基準に適 合する者 全員	その他
平成23年	[ 20. 0] 100. 0	52. 3	43. 7	4. 1	[ 83. 9]	100.0	41. 1	55. 6	3. 2
22	[ 22.8] 100.0	57. 5	37.8	4.7	[ 79.8]	100.0	42.3	54. 7	3. 1
21	[ 25.5] 100.0	56.6	35. 5	7.8	[ 78.8]	100.0	44.0	49.9	6.2
20	[ 19. 1] 100. 0	58. 7	33. 5	7.8	[ 79.0]	100.0	43.3	51.2	5. 5
1,000人以上	[ 8.7] 100.0	33.0	54.8	12. 2	[ 93.6]	100.0	19. 7	78.8	1.5
300~999人	[ 9.1] 100.0	34. 1	59.6	6.3	[ 94.6]	100.0	24. 3	74. 3	1.4
100~299人	[ 14.4] 100.0	51.7	40.3	8.0	[ 91.4]	100.0	36. 5	60.6	2.9
30 ~ 99人	[ 23. 0] 100. 0	53. 2	43.6	3. 1	[ 80.3]	100.0	45. 2	51. 2	3.6
鉱業,採石業,砂利採取業	[ 18. 0] 100. 0	42.9	42.9	14. 3		100.0	33. 4	61. 1	5.6
建設業	[ 23. 1] 100. 0	54.8	44.2	1.0	[ 83.4]	100.0	46. 3	50. 1	3.6
製造業	[ 15. 1] 100. 0	62.2	34.8	3. 1		100.0	38. 2	58.8	3.0
電気・ガス・熱供給・水道業	[ 2.9] 100.0	40.0	60.0	-	[ 97.7]	100.0	28.8	70.0	1.2
情報通信業	[ 13. 1] 100. 0	31.4	61.9	6.7	[ 84.6]	100.0	29. 6	65. 9	4.5
運輸業,郵便業	[ 29. 9] 100. 0	55.8	38.2	6.0	[ 72.3]	100.0	45.6	50. 2	4. 1
卸売業, 小売業	[ 16.5] 100.0		57. 5	1.6		100.0	44. 1	54. 4	1.5
金融業,保険業	[ 9.4] 100.0	39. 2	50.3	10.5		100.0	22. 4	75. 7	1.9
不動産業,物品賃貸業	[ 14.9] 100.0	48.4	51.6	-	[ 85. 7]	100.0	24. 4	72.0	3. 7
学術研究, 専門・技術サービス業	[ 16.8] 100.0	43.0	45.5	11.5		100.0	35. 5	60. 2	4.3
宿泊業, 飲食サービス業	[ 26. 1] 100. 0		36.0	0.5		100.0	47.6	45. 6	6.8
生活関連サービス業, 娯楽業	[ 27.8] 100.0		31.2	7.6		100.0	48. 5	45.4	6. 1
教育,学習支援業	[ 15.7] 100.0	32.5	65.0	2.5	[ 77.8]	100.0	48.3	50. 4	1.3
医療,福祉	[ 37.6] 100.0	43.7	54. 5	1.9	[ 80.5]	100.0	39. 7	57. 4	3.0
サービス業(他に分類されないもの)	[ 29.8] 100.0	45. 1	45. 7	9. 2	[ 71.0]	100.0	40. 1	56. 2	3. 7
平成23**年	[ 19.6] 100.0	53. 7	42.3	4.0	[ 83.8]	100.0	41.2	55. 7	3. 1
22**	[ 22.5] 100.0	62.8	33. 1	4.1	[ 79.0]	100.0	43.7	53.6	2.8
21**	[ 24.5] 100.0	56. 5	36. 5	7.0	[ 78.5]	100.0	45. 1	49.0	5. 9
20**	[ 19.4] 100.0	57.9	33. 2	8.9	[ 80.4]	100.0	42.2	52. 5	5.3
19	[ 23.5] 100.0	58. 1	31.6	10.3	[ 77.6]	100.0	43. 2	50.8	6.0

<sup>1) 「</sup>勤務延長制度」、「再雇用制度」には、「両制度併用」を含む。 2) [ ]内の数値は、一律定年制を定めている企業のうち、勤務延長制度又は再雇用制度がある(両制度併用を含む。)企業割合である。

<sup>3)</sup> 平成19年以前は、調査対象を「本社の常用労働者が30人以上の民営企業」としており、平成20年から「常用労働者が30人以上の民営企業」

に範囲を拡大した。 に範囲を拡大した。 20※〜23※は、「本社の常用労働者が30人以上の民営企業」で集計したものであり、19年以前の結果と時系列で比較する場合にはこちらを

#### 3 賃金制度

#### (1) 時間外労働の割増賃金率【新規調査項目】

時間外労働の割増賃金率について「一律に定めている」企業は82.3%となっており、そのうち、時間外労働の割増賃金率を「25%」とする企業は93.0%、「26%以上」とする企業は7.0%となっている。時間外労働の割増賃金率を「26%以上」とする企業を企業規模別にみると、1,000人以上が28.1%、300~999人が17.9%、100~299人が10.1%、30~99人が4.6%となっている。(第16表)

第16表 時間外労働の割増賃金率の定めの有無、定め方、割増賃金率階級別企業割合

(単位:%)

		Ī			A		<u> </u>		
			時間外	労働の割増?	賃金率の定る	め			
			時間外労	時間外労働の割増賃金率の定め方					
企業規模	全企業	t⊢(X) (		時間外労働の	の割増賃金率	時間外労働 時間数等に	定めて		
	いる	いる	一律に 定めている	25%	26%以上	応じて異な る率を定め ている	いない		
計	100.0	92. 6	82. 3 (100. 0)	(93.0)	(7,0)	10. 3	7. 4		
1,000人以上	100. 0	99. 4	72. 9 (100. 0)	(71.9)	( 28. 1)	26. 5	0. 6		
300~999人	100.0	98.4	78.1 (100.0)	(82.1)	(17.9)	20. 3	1.6		
100~299人	100.0	97.0	87.5 (100.0)	(89.9)	(10.1)	9. 5	3.0		
30 ~ 99人	100.0	90.7	81.4 (100.0)	(95.4)	(4.6)	9.2	9.3		
	1								

注: ( )内の数値は、時間外労働の割増賃金率を「一律に定めている」企業を100とした割合である。

#### (2) 1か月60時間を超える時間外労働に係る割増賃金率と代替休暇制度【新規調査項目】

時間外労働の割増賃金率を定めている企業のうち、1 か月 60 時間を超える時間外労働に係る割増賃金率を定めている企業は24.5%となっており、そのうち、時間外労働の割増賃金率を「 $25\sim49\%$ 」とする企業は31.6%、「50%以上」とする企業は68.4%となっている。

1か月60時間を超える時間外労働に係る割増賃金率を定めている企業のうち、割増賃金の支払いに 代えて有給の休暇を付与する代替休暇制度がある企業は22.9%、代替休暇制度がない企業は77.1%と なっている。(第17表)

第 17 表 1 か月 60 時間を超える時間外労働に係る割増賃金率の定めの有無、割増賃金率 階級、代替休暇制度の有無別企業割合

(単位:%)

	ſ	1か月60時間を超える時間外労働に係る割増賃金率の定め								
企業規模	時間外労働の 割増賃金率を 定めている企業		1か月60時間を超え る時間外労働に係る 割増賃金率		代替休暇制度		定めて			
	足のている正未	定めている	25~ 49%	50% 以上	制度 あり	制度 なし	いない			
計 1,000人以上 300~999人 100~299人 30~ 99人	[ 92. 6] 100. 0 [ 99. 4] 100. 0 [ 98. 4] 100. 0 [ 97. 0] 100. 0 [ 90. 7] 100. 0	24. 5 (100. 0) 88. 0 (100. 0) 61. 0 (100. 0) 31. 5 (100. 0) 17. 2 (100. 0)	( 31. 6) ( 6. 0) ( 14. 3) ( 31. 9) ( 40. 9)		( 22. 9) ( 14. 3) ( 20. 8) ( 22. 0) ( 25. 3)	( 77. 1) ( 85. 7) ( 79. 2) ( 78. 0) ( 74. 7)	75. 5 12. 0 39. 0 68. 5 82. 8			

注:1) [ ]内の数値は、全企業のうち、時間外労働の割増賃金率を定めている企業割合である。

<sup>2) ( )</sup>内の数値は、1か月60時間を超える時間外労働に係る割増賃金率を「定めている」企業を100とした割合である。

#### 4 労働費用

#### (1) 労働費用総額

平成22年(又は平成21会計年度)の「労働費用総額」は、常用労働者1人1か月平均414,428円(本社30人以上434,083円、前回平成18年調査462,329円)となっている。

「労働費用総額」に占める「現金給与額」の割合は 81.5% (同 81.1%、同 81.0%)、「現金給与額以外の労働費用」の割合は 18.5% (同 18.9%、同 19.0%) となっている。 (第 18 表)

第18表 常用労働者1人1か月平均労働費用

企業規模・産業・年	労働費月	月総額	現金給	与額	現金給与額 労働費	
	円	%	円	%	円	%
平成23年	414, 428	(100.0)	337, 849	(81.5)	76, 579	(18.5)
1,000人以上	477, 136	(100.0)	379, 854	(79.6)	97, 282	(20.4)
300~999人	411, 721	(100.0)	335,680	(81.5)	76,041	(18.5)
100~299人	379, 210	(100.0)	313, 841	(82.8)	65, 369	(17.2)
30 ~ 99人	350, 911	(100.0)	296, 013	(84.4)	54, 898	(15.6)
鉱業,採石業,砂利採取業	561, 152	(100.0)	450, 362	(80.3)	110, 790	(19.7)
建設業	532, 434	(100.0)	431, 749	(81.1)	100,685	(18.9)
製造業	490, 240	(100.0)	390, 739	(79.7)	99, 501	(20.3)
電気・ガス・熱供給・水道業	795, 852	(100.0)	605, 126	(76.0)	190, 727	(24.0)
情報通信業	568, 972	(100.0)	470,510	(82.7)	98, 463	(17.3)
運輸業,郵便業	419, 336	(100.0)	339, 711	(81.0)	79, 625	(19.0)
卸売業, 小売業	341, 536	(100.0)	282, 176	(82.6)	59, 360	(17.4)
金融業,保険業	682, 706	(100.0)	527, 129	(77.2)	155, 577	(22.8)
不動産業,物品賃貸業	386, 856	(100.0)	324, 814	(84.0)	62, 042	(16.0)
学術研究, 専門・技術サービス業	642, 738	(100.0)	538, 856	(83.8)	103, 882	(16.2)
宿泊業,飲食サービス業	196, 767	(100.0)	170, 893	(86.9)	25, 874	(13.1)
生活関連サービス業, 娯楽業	247, 895	(100.0)	214, 204	(86.4)	33, 691	(13.6)
教育,学習支援業	290, 274	(100.0)	247, 128	(85.1)	43, 146	(14.9)
医療,福祉	245, 842	(100.0)	207, 752	(84.5)	38, 091	(15.5)
サービス業(他に分類されないもの)	275, 221	(100.0)	235, 670	(85.6)	39, 551	(14.4)
平成23 <sup>※</sup> 年	434, 083	(100.0)	352, 018	(81.1)	82, 065	(18.9)
18	462, 329	(100.0)	374, 591	(81.0)	87, 738	(19.0)
14	449, 699	(100.0)	367, 453	(81.7)	82, 245	(18.3)
10	502, 004	(100.0)	409, 485	(81.6)	92, 519	(18.4)

注:1) ()内の数値は、「労働費用総額」を100とした割合である。

<sup>2)</sup> 平成10年調査は12月末日現在、14年、18年、23年調査は1月1日現在である。

<sup>3)</sup> 平成19年以前は、調査対象を「本社の常用労働者が30人以上の民営企業」としており、平成20年から「常用労働者が30人以上の民営企業」に範囲を拡大した。

<sup>23%</sup>は、「本社の常用労働者が30人以上の民営企業」で集計したものであり、19年以前の結果と時系列で比較する場合にはこちらを参照されたい。

#### (2) 現金給与以外の労働費用

「現金給与以外の労働費用」76,579 円 (本社 30 人以上 82,065 円、前回平成 18 年調査 87,738 円)の内訳は、「法定福利費」44,770 円 (同 46,872 円、同 46,456 円)、「退職給付等の費用」20,813 円 (同 23,379 円、同 27,517 円)、「法定外福利費」8,316 円 (同 8,933 円、同 9,555 円)などとなっている。

「現金給与以外の労働費用」に占める労働費用の割合をみると、「法定福利費」58.5%(同 57.1%、同 52.9%)、「退職給付等の費用」27.2%(同 28.5%、同 31.4%)、「法定外福利費」10.9%(同 10.9%、同 10.9%)などとなっている。(第 19 表)

第19表 常用労働者1人1か月平均現金給与以外の労働費用

企業規模・年	計	法定 福利費	法定外 福利費	現物給与 の費用	退職給付等 の費用	教育訓練費	その他の 労働費用 1)
実額(円)							
平成23年	76, 579	44, 770	8, 316	595	20, 813	1,038	1,046
1,000人以上	97, 282	49, 130	13, 042	855	31, 509	1, 469	1, 277
300~999人	76, 041	44,000	7,017	661	22, 034	984	1, 346
100~299人	65, 369	43, 315	5, 579	431	14, 469	736	839
30 ~ 99人	54, 898	39, 939	4, 587	279	8, 795	691	607
平成23 <sup>※</sup> 年	82, 065	46, 872	8, 933	657	23, 379	1, 120	1, 105
18	87, 738	46, 456	9, 555	989	27, 517	1, 541	1,679
14	82, 245	41, 937	10, 312	1, 266	25, 862	1, 256	1,613
10	92, 519	46, 868	13, 481	1, 683	27, 300	1, 464	1,724
構成比(%)							
平成23年	100.0	58. 5	10.9	0.8	27. 2	1.4	1.4
1,000人以上	100.0	50. 5	13. 4	0.9	32. 4	1. 5	1. 3
300~999人	100.0	57.9	9. 2	0.9	29.0	1.3	1.8
100~299人	100.0	66. 3	8.5	0.7	22. 1	1. 1	1.3
30 ~ 99人	100. 0	72.8	8.4	0. 5	16. 0	1. 3	1. 1
平成23 <sup>※</sup> 年	100.0	57. 1	10. 9	0.8	28. 5	1.4	1. 3
18	100.0	52.9	10.9	1. 1	31. 4	1.8	1.9
14	100.0	51.0	12.5	1.5	31.4	1.5	2.0
10	100.0	50. 7	14. 6	1.8	29. 5	1.6	1.9

注:1) 「その他の労働費用」とは、募集費、従業員の転勤に際し企業が負担した費用(旅費、宿泊料等)、社内報・作業服の費用 (安全服や守衛の制服のように業務遂行上特に必要と認められている制服等を除く。)、表彰の費用等をいう。

<sup>2)</sup> 平成10年調査は12月末日現在、14年、18年、23年調査は1月1日現在である。

<sup>3)</sup> 平成19年以前は、調査対象を「本社の常用労働者が30人以上の民営企業」としており、平成20年から「常用労働者が30人以上の民営企業」に範囲を拡大した。

<sup>23%</sup>は、「本社の常用労働者が30人以上の民営企業」で集計したものであり、19年以前の結果と時系列で比較する場合にはこちらを参照されたい。

#### (3) 法定福利費

「法定福利費」44,770円(本社30人以上46,872円、前回平成18年調査46,456円)の内訳は、「厚生 年金保険料 | 24,053 円 (同 25,216 円、同 23,831 円)、「健康保険料・介護保険料 | 14,845 円 (同 15,544 円、同 15,746円)、「労働保険料」5,277円(同 5,473円、同 6,363円)などとなっている。

「法定福利費」に占める各費用の割合をみると、「厚生年金保険料」53.7% (同 53.8%、同 51.3%)、「健 康保険料・介護保険料」33.2% (同 33.2%、同 33.9%)、「労働保険料」11.8% (同 11.7%、同 13.7%) などとなっている。(第20表)

第20表 常用労働者1人1か月平均法定福利費

企業規模・年	計	健康保険 料・介護 保険料 1)	厚生年金 保険料	労働保険料	雇用保険にかかる額	労災保険に かかる額	児童手当 拠出金	障害者雇 用納付金	法定補償 費	その他の 法定福利 費 2)
実額(円)										
平成23年	44, 770	14, 845	24, 053	5, 277	3, 163	2, 113	409	35	8	144
1,000人以上	49, 130	16, 168	27, 264	4,900	3,030	1,870	456	35	15	292
300~999人	44,000	14, 952	24, 099	4, 379	2,860	1,520	400	91	4	74
100~299人	43, 315	14, 108	22,562	6, 162	3,624	2, 538	403	15	7	58
30 ~ 99人	39, 939	13, 352	20, 341	5,840	3, 211	2, 629	349	2	3	52
平成23**年	46, 872	15, 544	25, 216	5, 473	3, 277	2, 195	430	36	8	165
18	46, 456	15, 746	23, 831	6, 363	4, 087	2, 275	317	62	9	129
14	41, 937	13, 303	22,814	5, 365	2, 953	2, 412	302	88	12	52
10	46, 868	14, 369	25, 887	6, 036	3, 104	2, 931	333	58	17	168
構成比(%)										
平成23年	100.0	33. 2	53. 7	11.8	7. 1	4. 7	0.9	0.1	0.0	0.3
1,000人以上	100.0	32.9	55. 5	10.0	6. 2	3.8	0.9	0.1	0.0	0.6
300~999人	100.0	34.0	54.8	10.0	6.5	3.5	0.9	0.2	0.0	0.2
100~299人	100.0	32.6	52. 1	14. 2	8.4	5.9	0.9	0.0	0.0	0.1
30 ~ 99人	100.0	33. 4	50. 9	14. 6	8.0	6. 6	0.9	0.0	0.0	0.1
平成23**年	100.0	33. 2	53.8	11. 7	7. 0	4. 7	0.9	0. 1	0.0	0.4
18	100.0	33.9	51.3	13.7	8.8	4. 9	0.7	0.1	0.0	0.3
14	100.0	31.7	54. 4	12.8	7.0	5.8	0.7	0.2	0.0	0.1
10	100.0	30. 7	55. 2	12. 9	6.6	6.3	0. 7	0.1	0.0	0.4

注:1)

<sup>1) 「</sup>健康保険料・介護保険料」は、平成10年調査では健康保険料のみである。 2) 「その他の法定福利費」とは、石炭鉱業年金掛金及び船員保険料等をいう。 3) 平成10年調査は12月末日現在、14年、18年、23年調査は1月1日現在である。

<sup>4)</sup> 平成19年以前は、調査対象を「本社の常用労働者が30人以上の民営企業」としており、平成20年から「常用労働者が30人以上の民営企業」 に範囲を拡大した

<sup>23%</sup>は、「本社の常用労働者が30人以上の民営企業」で集計したものであり、19年以前の結果と時系列で比較する場合にはこちらを参照 されたい。

#### (4) 法定外福利費

「法定外福利費」8,316円(本社30人以上8,933円、前回平成18年調査9,555円)の内訳は、「住居 に関する費用 | 4,110円(同4,439円、同4,766円)、「医療保健に関する費用 | 958円(同1,052円、同 641円)、「食事に関する費用」759円(同819円、同871円)などとなっている。

「法定外福利費」に占める各費用の割合をみると、「住居に関する費用」49.4%(同49.7%、同49.9%)、 「医療保健に関する費用」11.5% (同 11.8%、同 6.7%)、「食事に関する費用」9.1% (同 9.2%、同 9.1%) などとなっている。(第21表)

第21表 常用労働者1人1か月平均法定外福利費

企業規模・年	計	住居に関する費用	医療保健 に関する 費用	食事に関する費用	文化・体 育・娯楽 に関する 費用	私的保険 制度への 拠出金	労災付加 給付の 費用	慶弔見舞 等の費用	財形貯蓄奨励金、給付金及び基金への拠出金	その他の法 定外福利費 1)
<b>実額(円)</b> 平成23年	8, 316	4, 110	958	759	379	556	169	266	158	961
1,000人以上 300~999人 100~299人	13, 042 7, 017 5, 579	3, 805 2, 485	670 612	797	506 366 266	490 349 511	116 174		84	1, 880 638 397
30 ~ 99人 平成23 <sup>※</sup> 年 18 14	4, 587 8, 933 9, 555 10, 312		1, 052 641	665 819 871 1, 117	297 412 574 736	510 999 716	216	201 282 306 335	77 163 238 356	329 1, 089 944 1, 092
14 10 <b>構成比(%)</b>	13, 481	6, 454		1, 117		958		445		1, 528
平成23年 1,000人以上 300~999人 100~299人	100. 0 100. 0 100. 0 100. 0	49. 4 54. 0 54. 2 44. 5	11. 5 12. 3 9. 5 11. 0	9. 1 6. 5 9. 4 14. 3	4. 6 3. 9 5. 2 4. 8	9.2	0. 7 1. 7 3. 1	3. 2 2. 5 3. 6 4. 5	2. 4 1. 5	11. 6 14. 4 9. 1 7. 1
30 ~ 99人 平成23 <sup>※</sup> 年 18 14 10	100. 0 100. 0 100. 0 100. 0	28. 0 49. 7 49. 9 49. 5 47. 9	11. 3 11. 8 6. 7 6. 8 6. 8	9. 2 9. 1 10. 8 9. 9	6. 5 4. 6 6. 0 7. 1 8. 6	19. 4 5. 7 10. 5 6. 9 7. 1	1. 9	4. 4 3. 2 3. 2 3. 2 3. 3	1. 8	7. 2 12. 2 9. 9 10. 6 11. 3

<sup>1) 「</sup>その他の法定外福利費」とは、通勤バス・売店等の費用、共済会への拠出、持株援助に関する費用等をいう。 2) 平成10年調査は12月末日現在、14年、18年、23年調査は1月1日現在である。 注: 1)

<sup>3)</sup> 平成19年以前は、調査対象を「本社の常用労働者が30人以上の民営企業」としており、平成20年から「常用労働者が30人以上 の民営企業」に範囲を拡大した。

<sup>23%</sup>は、「本社の常用労働者が30人以上の民営企業」で集計したものであり、19年以前の結果と時系列で比較する場合にはこ ちらを参照されたい。

#### 5 派遣労働者関係費用等

#### (1) 派遣労働者の受入状況

平成22年(又は平成21会計年度)の派遣労働者の受入れ企業は28.4%(本社30人以上30.2%、前回 平成 18 年調査 36.7%) となっており、受入れ企業の派遣労働者は 11.1% (同 11.0%、同 12.5%) とな っている。

派遣労働者受入れ企業の「1企業1か月平均派遣労働者受入れ関係費用」は、72,243 千円(同86,830 千 円、同 78,826 千円) となっており、「1 人 1 か月平均派遣労働者受入れ関係費用」は、261,706 円(同 267,208 円、同231,697 円) となっている。(第22表)

第 22 表 派遣労働者受入れの有無別企業割合、受入れ企業の常用労働者に対する 派遣労働者割合、1企業平均派遣労働者受入れ関係費用及び1人1か月平均 派遣労働者受入れ関係費用

				(手匠: /0/		
企業規模・産業・年	全企業	派遣労働	者受入れ	受入れ企業の派	1 企業平均派遣労 働者受入れ関係費	1人1か月平均派 遣労働者受入れ関
	工业人	あり	なし	遣労働者割合 1)	用(千円)	係費用 (円)
Ti-book.	100.0	00.4	71 O	11.1	70.040	0.01 5.00
平成23年	100.0	28. 4	71. 6	11. 1	72, 243	261, 706
1,000人以上	100.0		38. 5	9. 5	805, 365	,
300~999人	100.0		48. 1	11. 6	145, 632	243, 831
100~299人	100.0		59.8	11. 9	56, 071	257, 302
30 ~ 99人	100. 0	22. 2	77.8	14. 0	17, 477	199, 877
鉱業,採石業,砂利採取業	100.0	22. 2	77.8	4. 5	24, 239	358, 839
建設業	100.0	13. 4	86.6	7. 6	87, 319	387, 431
製造業	100.0	41.3	58. 7	9. 5	66, 810	282, 483
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	36.0	64.0	3. 1	86, 668	268, 950
情報通信業	100.0	38. 2	61.8	19.0	249, 741	370, 720
運輸業,郵便業	100.0	13. 9	86. 1	15. 7	99, 762	191,003
卸売業, 小売業	100.0	30. 3	69. 7	5.8	31, 822	267, 947
金融業,保険業	100.0	61. 1	38. 9	17. 2	446, 342	250, 729
不動産業,物品賃貸業	100.0	33. 1	66. 9	17. 1	31, 117	95, 566
学術研究, 専門・技術サービス業	100.0	34.8	65. 2	12.6	114, 273	433, 331
宿泊業, 飲食サービス業	100.0	23. 2	76.8	20. 7	14, 454	58, 455
生活関連サービス業,娯楽業	100.0	18. 5	81. 5	20. 7	26, 863	94, 483
教育,学習支援業	100.0	14. 6	85. 4	5. 4	22, 672	260, 358
医療,福祉	100.0	11.0	89.0	8. 1	41, 101	217, 916
サービス業(他に分類されないもの)	100.0	14. 8	85. 2	18. 5	82, 026	191, 289
平成23**年	100.0	30. 2	69.8	11. 0	86, 830	267, 208
18	100.0	36. 7	63. 3	12. 5	78, 826	231, 697
10	100.0	20. 3	79. 7	5. 8	62, 168	,

<sup>「</sup>受入れ企業の派遣労働者割合」とは、受入れ企業の期間を定めずに雇われている常用労働者(パートタイム労働者を除く。) に対する1か月平均の派遣労働者割合である。

<sup>2)</sup> 平成10年調査は12月末日現在、18年及び23年調査は1月1日現在である。 3) 平成19年以前は、調査対象を「本社の常用労働者が30人以上の民営企業」としており、平成20年から「常用労働者が30人以上の 民営企業」に範囲を拡大した。

<sup>「</sup>本社の常用労働者が30人以上の民営企業」で集計したものであり、19年以前の結果と時系列で比較する場合にはこちら 23※は、 を参照されたい。

<sup>4)</sup> 建設業務への労働者派遣については「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律」(昭和 60年法律第88号)において禁止されているが、施工管理業務や建設現場の事務職員が行う業務等は、労働者派遣の対象となる。 また、同法において、病院等における医業等医療関連業務への労働者派遣について原則禁止されているが、医療事務等の業務につい ては労働者派遣の対象となる。

#### (2) 派遣労働者数の変化【新規調査項目】

3年前(平成20年1月)又は現在(平成23年1月)派遣労働者がいる企業は40.4%であり、これら のうち派遣労働者数が「3年前と比べて減少した」企業は60.8%となっている。産業別に「3年前と比 べて減少した」企業をみると、製造業 71.2%、金融業, 保険業 63.0%、生活関連サービス業, 娯楽業 57.9% などとなっている。(第23表)

第23表 3年前と比べた派遣労働者数の変化別企業割合

						(平位: /0/
		3年前又は現在派	派:	遣労働者数の変	化	3年前も現在も
企業規模・産業	全企業	遣労働者がいる	3年前と 比べて 増加した	3年前と 変わらない	3年前と 比べて 減少した	派遣労働者が いない
計	100.0	40.4 (100.0)	(21.1)	(18.1)	(60.8)	59. 5
1,000人以上	100.0	80.6 (100.0)	(14.3)	(16.6)	(69.1)	19. 3
300~999人	100.0	69.2 (100.0)	(17.9)	(16.1)	(66.0)	30. 7
100~299人	100.0	56.3 (100.0)	(20.0)	(18.2)	(61.7)	43. 7
30 ~ 99人	100.0	32.4 (100.0)	(22.6)	(18.6)	(58.8)	67. 5
鉱業,採石業,砂利採取業	100.0	29.4 (100.0)	(39.3)	(16.4)	(44.3)	70. 6
建設業	100.0	22.7 (100.0)	(18.6)	(26.7)	(54.7)	77. 3
製造業	100.0	57.7 (100.0)	(18.7)	(10.2)	(71.2)	42.0
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	41.5 (100.0)	(40.2)	(27.8)	(32.0)	58. 5
情報通信業	100.0	50.8 (100.0)	(24.6)	(27.8)	(47.5)	49. 2
運輸業,郵便業	100.0	23.6 (100.0)	(21.0)	(21.5)	(57.5)	76. 4
卸売業, 小売業	100.0	39.7 (100.0)	(23.2)	(20.3)	(56.4)	60.3
金融業,保険業	100.0	77.7 (100.0)	(22.3)	(14.7)	(63.0)	22. 3
不動産業,物品賃貸業	100.0	43.5 (100.0)	(22.9)	(27.0)	(50.1)	56. 5
学術研究,専門・技術サービス業	100.0	51.7 (100.0)	(30.5)	(16.1)	(53.3)	48. 3
宿泊業,飲食サービス業	100.0	32.3 (100.0)	(24.4)	(29.8)	(45.8)	67. 7
生活関連サービス業, 娯楽業	100.0	30.1 (100.0)	(15.5)	(26.6)	(57.9)	69. 9
教育, 学習支援業	100.0	20.4 (100.0)	(24.5)	(22.2)	(53.3)	79. 6
医療,福祉	100.0	19.1 (100.0)	(26.8)	(32.5)	(40.7)	80. 9
サービス業(他に分類されないもの)	100.0	26.3 (100.0)	(20.4)	(26.9)	(52.7)	73. 7
	i					

注:1)「全企業」には、「派遣労働者数の変化」が「不明」の企業を含む。 2)()内の数値は、「3年前又は現在派遣労働者がいる」を100とした割合である。

<sup>3)</sup> 建設業務への労働者派遣については「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律」(昭 和60年法律第88号) において禁止されているが、施工管理業務や建設現場の事務職員が行う業務等は、労働者派遣の対象となる。 また、同法において、病院等における医業等医療関連業務への労働者派遣について原則禁止されているが、医療事務等の業務については労働者派遣の対象となる。

#### (3) 派遣、請負等における代替の状況 【新規調査項目】

3年前から現在までの間の派遣、請負等における代替の状況をみると、「派遣、請負、自社の従業員の 間で業務の代替・切り替えは行わなかった」企業が66.6%、「派遣労働者を活用していた業務を自社の従 業員で実施するようにした」企業が19.6%、「自社の従業員で実施していた業務を派遣労働者を活用する ようにした」企業が7.8%などとなっている(第24表)。

第24表 3年前と比べた派遣、請負等における代替の状況別企業割合

		派遣、請負等における代替の状況						
企業規模・産業	全企業	派遣労働者 を活用して いた業務 業務請負に 切り替えた	派遣労働者 を活用して いた業務を 自社の従業	業務請負を	業務目した 養活工業が 大きで、自員でを 大きで、 大きで、 大きで、 大きで、 大きで、 大きで、 大きで、 大きで、 大きで、 大きで、 はで、 はで、 ようにした。	自員てを者るた 発動すし	自社の従業 員でいた 大き は でいた 業 り を に た た た た た た た た た た た た た た た た た た	派遣、請 負業等の 後業場のの で業を は が が が で を は が が が た た き は き り の の り の り の り り り り り り り り り り り た り た
計	100.0	1. 4	19. 6	0.9	2. 0	7.8	1. 4	66.6
1,000人以上	100.0	4. 3		2. 0				33. 2
300~999人	100.0	3. 0	38. 6	2. 3	2. 3		1. 1	44. 2
100~299人	100.0	2.6	28.0	1.1	2.7	10. 1	1. 9	53.0
30 ~ 99人	100.0	0.9	14. 9	0.7	1.7	7. 1	1. 2	73. 2
鉱業,採石業,砂利採取業	100. 0	_	15. 5	_	-	9. 2	_	75. 4
建設業	100.0	0.1	11. 7	0.3	1. 2	5. 5	0.2	81.1
製造業	100.0	2. 1	32. 9	0.6	2. 3	10.9	1.3	49. 5
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	2. 2	8.8	1. 7	2. 7	10.5		71. 2
情報通信業	100.0	2.8	18. 7	3. 6	6. 5	7. 5	1.9	58.8
運輸業,郵便業	100.0	2. 4	11.0	1.0	1. 2		1.4	77.4
卸売業, 小売業	100.0	0.8	18. 5	1. 1	0. 5		1. 3	69. 1
金融業,保険業	100. 0	2. 1	40. 2	1. 0	_	9. 7	1. 2	45. 2
不動産業, 物品賃貸業	100. 0	2. 4	15. 2	-	2. 7	8. 0	3. 3	68. 5
学術研究,専門・技術サービス業	100. 0	0. 6	21. 6	4. 6	6. 2		2. 6	
宿泊業,飲食サービス業	100. 0	1. 2	9. 9	_	2. 9	8. 6	1. 4	75. 9
生活関連サービス業, 娯楽業	100.0	1. 4	13. 0	1.4		6. 7	2. 2	
教育, 学習支援業	100.0	0. 3	12. 3	_	0. 3	4. 0	0. 7	82. 4
医療,福祉	100.0	_	6.8	0. 2	0. 1	3. 4		88. 1
サービス業(他に分類されないもの)	100.0	0. 4	9. 2	0. 1	3. 2	4. 2	1. 3	80.8

注:1) 「全企業」には、「派遣、請負等における代替の状況」が「不明」の企業を含む。 2) 建設業務への労働者派遣については「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律」(昭 和60年法律第88号)において禁止されているが、施工管理業務や建設現場の事務職員が行う業務等は、労働者派遣の対象となる。 また、同法において、病院等における医業等医療関連業務への労働者派遣について原則禁止されているが、医療事務等の業務につ いては労働者派遣の対象となる。

### (4) 派遣労働者が担当している業務の今後の予定【新規調査項目】

現在派遣労働者を受け入れている企業について現在派遣労働者が担当している業務の今後3年間の予 定(3つまでの複数回答)をみると、「引き続き派遣労働者を活用する」75.9%、「現在受け入れている派 造労働者を自社従業員として直接雇用する」26.8%、「現在派遣労働者を活用している業務を現在いる自 社従業員で実施する(新たな自社従業員の雇い入れをしない)」20.2%などとなっている(第25表)。

第25表 現在派遣労働者が担当している業務の今後の予定別企業割合

									(単位:%)
企業規模・産業	全企業	現在派遣労働者を 受け入れている	現在派遣党 引き続き派 遣労働者を 活用する	現在受け入	現在でいる業務 現在で受いる者を 選れて労働者を 関本で 動者自 と で 関本で 関本で の 者 自 を し る 者 は で 、 の 者 自 と で 、 の 者 自 と し て 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、	の今後の予後の予度を 現働し務を自で第日業い業すな 現社を現社を がある員の が が が の で が に の り で り れ に り れ に り れ に り れ に り れ に り れ に り れ に り れ に り れ に り れ に り れ に り れ に い い い い い い い い い い い い い い い い い い	派遣労働者	複数回答) 現在派遣労 働者が担当 している業 務を廃止す る	現在派遣 労働者を 受け入れ ていない
計 1,000人以上 300~999人 100~299人 30~ 99人	100. 0 100. 0 100. 0 100. 0 100. 0	26. 2 (100. 0) 61. 9 (100. 0) 51. 4 (100. 0) 38. 0 (100. 0) 19. 8 (100. 0)	( 75. 9) ( 73. 1) ( 72. 3) ( 82. 6) ( 73. 3)	( 26. 8) ( 37. 7) ( 31. 3) ( 27. 6) ( 24. 6)	( 15. 4) ( 15. 9) ( 17. 1) ( 15. 5) ( 14. 9)	( 20. 2) ( 33. 6) ( 29. 8) ( 16. 2) ( 19. 2)	( 6. 0) ( 11. 1) ( 8. 2) ( 7. 2) ( 4. 4)	( 1.7) ( 3.0) ( 3.3) ( 2.5) ( 0.9)	73. 5 37. 6 48. 6 61. 7 79. 9
鉱業,採石業,砂利採取業 建設業 製造業 電気・ガス・熱供給・水道業 情報通信業 運輸業,郵便業 卸売業,小売業 金融業業,保険業 不動産業,物品賃貸業 学術研究,専門・技術サービス業 宿泊業,飲食サービス業 生活関連サービス業,娯楽業 教育,学習支援業 医療,福祉 サービス業(他に分類されないもの)	100. 0 100. 0	19.8 (100.0) 12.0 (100.0) 38.5 (100.0) 33.7 (100.0) 36.2 (100.0) 13.2 (100.0) 26.6 (100.0) 32.6 (100.0) 31.2 (100.0) 32.5 (100.0) 23.5 (100.0) 15.2 (100.0) 14.1 (100.0) 9.9 (100.0) 14.7 (100.0)	(63.5) (91.3) (77.0) (83.3) (78.0) (79.8) (71.0) (79.5) (70.4) (80.3) (66.0) (86.4) (75.6) (56.1) (77.4)	(41.7) (16.6) (33.5) (16.4) (20.3) (18.1) (20.5) (33.0) (21.7) (36.4) (24.5) (16.9) (24.1) (50.5) (28.1)	( 4.5) ( 13.3) ( 16.5) ( 16.6) ( 17.5) ( 8.9) ( 14.9) ( 16.9) ( 14.9) ( 7.5) ( 23.8) ( 9.6) ( 3.1) ( 32.1) ( 12.2)	( -) ( 12. 6) ( 19. 4) ( 9. 8) ( 20. 8) ( 11. 5) ( 25. 7) ( 11. 2) ( 17. 0) ( 15. 7) ( 16. 6) ( 17. 6) ( 21. 4) ( 1. 8) ( 28. 9)	( -) ( 0.4) ( 6.6) ( 9.5) ( 12.8) ( 23.4) ( 2.9) ( 2.1) ( 5.7) ( 5.4) ( 0.1) ( 2.2) ( 2.8) ( 3.5) ( 5.5)	( 12. 2) ( 1. 1) ( 1. 7) ( 1. 7) ( 4. 0) ( 0. 1) ( 2. 3) ( -) ( 1. 2) ( 1. 3) ( 0. 2) ( -) ( 9. 4) ( -) ( 1. 7)	80. 2 88. 0 61. 2 66. 3 63. 1 86. 8 73. 4 43. 1 67. 4 68. 8 76. 4 83. 8 84. 6 89. 9 84. 5

注:1)「全企業」には、「現在派遣労働者が担当している業務の今後の予定」が「不明」の企業を含む。
2)()内の数値は、「現在派遣労働者を受け入れている」を100とした割合である。
3) 建設業務への労働者派遣については「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律」(昭和60年法律第88号)において禁止されているが、施工管理業務や建設現場の事務職員が行う業務等は、労働者派遣の対象となる。
また、同法において、病院等における医業等医療関連業務への労働者派遣について原則禁止されているが、医療事務等の業務については労働者派遣の対象となる。

# 主な用語の定義

#### 「対象労働者」

「労働時間制度」「定年制等」及び「賃金制度」では、期間を定めずに雇われている企業全体の全常用労働者よりパートタイム労働者を除いた労働者である。「労働費用」では、企業全体の全常用労働者である。「派遣労働者関係費用等」では、「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就労条件の整備等に関する法律」に基づき企業に派遣されている派遣労働者である。

「常用労働者」とは、次の①~③のいずれかに該当する者をいう。

- ① 期間を定めずに雇われている労働者
- ② 1か月を超える期間を定めて雇われている労働者
- ③ 1か月以内の期間を定めて雇われている労働者又は日々雇われている労働者で、平成22年11月及び12月の各月にそれぞれ18日以上雇用された者

「パートタイム労働者」とは、1日の所定労働時間が当該企業の一般の労働者より短い者、又は1日の所定労働時間が一般の労働者と同じであっても、1週の所定労働日数が少ない労働者をいう。

#### 「所定労働時間」

就業規則等で定められた始業時刻から終業時刻までの時間から、休憩時間を差し引いた労働時間をいう。 なお、労働者によって所定労働時間が異なる場合は、最も多くの労働者に適用されるものを当該企業の所定 労働時間とし、変形労働時間制を採用している場合は、期間内で平均したものを当該企業の所定労働時間とし た。

#### 「年間休日総数」

1年間分の休日の合計日数をいう。休日とは、就業規則、労働協約又は労働契約等において、労働義務がないとされた日のことをいう。ただし、年次有給休暇分や雇用調整、生産調整のための休業分は含まれない。

#### 「変形労働時間制」

一定の期間内で週40時間、1日8時間の労働時間の原則に対して例外を認める制度で、「1年単位の変形労働時間制」、「1か月単位の変形労働時間制」、「1週間単位の非定型的変形労働時間制」、「フレックスタイム制」をいう。

#### 「みなし労働時間制」

特定の事情により労働時間の算定が困難又は通常と同じ算定方法が適切でない場合、労使協定等により定めた時間を労働したものとみなす制度をいう。

「事業場外労働のみなし労働時間制」とは、外勤の営業社員など、事業場外で業務に従事し、かつ、使用者の具体的な指揮・監督が及ばず、労働時間を算定することが困難な業務を遂行する場合に、所定労働時間、 又は労使協定の定め等によるその業務の遂行に通常必要とされる時間を労働したものとみなす制度をいう。

「専門業務型裁量労働制」とは、研究開発など、その業務の性質上その遂行の方法や時間配分の決定等に関し具体的な指示をすることが困難として定められている業務に就かせた場合に、予め定めた時間労働したものとみなすことを労使協定により定める制度をいう。

「**企画業務型裁量労働制」**とは、事業運営に係る企画、立案、調査及び分析の業務を行うホワイトカラー 労働者を対象として、労使委員会で決議した時間労働したものとみなす制度をいう。

なお、導入においては労使委員会における委員の5分の4以上の多数による決議と対象労働者本人の同意 が必要である。

#### 「勤務延長制度」

定年年齢が設定されたまま、その定年年齢に到達した者を退職させることなく引き続き雇用する制度をいう。

#### 「再雇用制度」

定年年齢に到達した者をいったん退職させた後、再び雇用する制度をいう。

#### 「労働費用」

使用者が労働者を雇用することによって生じる一切の費用(企業負担分)をいい、「現金給与額」、「法定福利費」、「法定外福利費」、「現物給与の費用」、「退職給付等の費用」等をいう。

「法定福利費」とは、法律で義務づけられている社会保障制度の費用(企業負担分)をいい、「健康保険料」、「介護保険料」、「厚生年金保険料」、「労働保険料」等をいう。

「法定外福利費」とは、法律で義務づけられていない福利厚生関係の費用で、「住居に関する費用」、「医療保健に関する費用」、「食事に関する費用」、「慶弔見舞い等の費用」等をいう。

#### 「派遣労働者関係費用」

労働者派遣法(「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律」(昭和 60 年法律第 88 号)) にいう派遣元事業主から派遣労働者を受け入れている場合、労働者派遣の対価として派遣元事業主に支払っている派遣料金の総額をいう。